

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

愛知県住生活基本計画 2030

(案)

愛知県

目次

1		
2	第1章 計画の背景と目的	1
3	1. 計画策定の背景	1
4	2. 計画の目的	1
5	3. 計画の位置づけ	3
6	4. 計画の期間	3
7	5. 計画の構成	4
8	第2章 住まい・まちづくりを取り巻く状況	5
9	1 愛知県の人口・世帯の状況	5
10	（1）人口の推移と見通し	5
11	（2）世帯数の推移と世帯の家族類型の見通し	7
12	（3）高齢者世帯の状況	8
13	（4）子育て世帯の状況	9
14	（5）外国人居住者の状況	10
15	2 愛知県の住宅・住宅地の状況	11
16	（1）住宅ストックの状況	11
17	（2）住宅の流通	16
18	（3）住宅ストックの管理	17
19	（4）住宅地の状況	22
20	3 住生活をめぐる近年の潮流	24
21	（1）自然災害のリスクの高まり	24
22	（2）カーボンニュートラルの実現に向けた取組の強化	25
23	（3）スーパー・メガリージョンの形成	26
24	（4）DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進・住生活産業の裾野の拡大	27
25	（5）新しい住まい方	28
26	（6）増加する住宅確保要配慮者	29
27	第3章 住まい・まちづくりのめざすべき将来像と基本的な方針	30
28	1. めざすべき、住まいとまちの将来像	30
29	2. 基本的な方針と8つの目標	31
30	第4章 住まい・まちづくりの基本的な方針に基づく施策の展開	32
31	I. 安全・安心で「『健やかな暮らし』をまもる」	32
32	目標1：危機に備え、命と健康が守られた安心な暮らしの確保	32
33	（1）南海トラフ地震等の大規模地震への備え	32

1	(2) 頻発・激甚化する自然災害や新型のウイルス感染症など多様化する危機への備え	34
2	目標2：子どもを安心して育て、子どもが健やかに育つ暮らしの環境づくり	36
3	(1) 子育て世帯や若者・子どもたちのライフ・ワークスタイル実現のための	
4	居住環境の形成	36
5	(2) 子育て世帯や若者・子どもたちの多様なニーズに応じた住まいの選択肢の提供と	
6	住教育の推進	36
7	目標3：高齢者の健康で安全・安心な暮らしの確保	38
8	(1) 高齢者が安心して暮らし続けられる居住環境の形成	38
9	(2) 高齢者が健康で安全・安心に住み続けられる住まいの確保	38
10	目標4：住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の確保	40
11	(1) 住宅確保要配慮者の住まいの確保と入居・生活支援の活性化	40
12	(2) 公営住宅の適切な供給と管理	40
13	(3) 公的賃貸住宅における多様な地域のニーズへの対応	41
14		
15	Ⅱ. 良質で健全な「『住まい』をすみつぐ」	43
16	目標5 カーボンニュートラルの実現に向けた住まいの質の向上	43
17	(1) 住宅・住宅地における省エネルギー性能等の向上	43
18	(2) 資産として継承できる良質な住まいの供給と適切な維持管理の促進	44
19	目標6：良好な維持管理、適切な評価による健全なストックの形成・循環	45
20	(1) リフォームや適切な評価等による既存住宅の循環の促進	45
21	(2) マンション管理の適正化と長寿命化・再生の促進	45
22		
23	Ⅲ. 魅力ある「『豊かなまち』をはぐくむ」	47
24	目標7：環境と調和した豊かなまちを育む地域産業の育成・支援	47
25	(1) 地域における住生活を取り巻く課題を解決する産業・市場の育成	47
26	(2) 地域材の活用の促進、地域の住宅産業の支援	47
27	目標8：地域特性に応じた魅力と住みやすさの維持・向上	49
28	(1) 住みやすく、住み続けられる住宅地の維持と再生の促進	49
29	(2) 空き家対策の推進	49
30	(3) 市町村や住民が主体となり進める地域の課題に対応した住まい・まちづくりの推進	50
31	第5章 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域	52
32	1. 基本的な考え方	52
33	2. 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域	52
34	第6章 計画の効果的な推進に向けて	58

1	1. 計画の継続的なモニタリング	58
2	2. 各主体の役割	58
3		

1 第1章 計画の背景と目的

2 1. 計画策定の背景

3 愛知県では2006年に施行された「住生活基本法」に基づく都道府県計画として、2016年度
4 に住まい・まちづくりに関する基本方針として「愛知県住生活基本計画2025」を策定し、施
5 策を展開してきました。また、同計画では、社会経済情勢の変化などに対応するため、おお
6 むね5年程度で見直しを行うとしていました。

7
8 策定後5年が経過する中で、2018年には国の地震調査委員会において、この地域に甚大な
9 影響を及ぼす南海トラフ地震の30年以内の発生確率が70～80%に見直され、また、気候変
10 動を背景とした頻発・激甚化する自然災害や2019年12月に確認された新型コロナウイルス
11 による感染症(COVID-19)の拡大など、県民の生命・健康に関わるリスクが高まっています。

12 また、県民の生活に関することでは、高齢化の進行に伴い、特に団塊の世代が後期高齢者
13 となり始める2022年以降、日常生活で支援を必要とする高齢者の数が急激に増加することが
14 見込まれます。

15 一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした働く場、学ぶ場と住まいが一体化
16 するなどした新たな生活様式の普及により、今後、住生活に対する県民の関心が高まってい
17 くことが考えられます。

18 また、地球規模の気候変動に対し、国において温室効果ガスの2030年度の排出削減目標が
19 2013年度比46%に引き上げられるなど、2050年を目標としたカーボンニュートラル、脱炭
20 素社会の実現に向けた取組が今後加速すると考えられます。

21 さらに、本県においては、リニア中央新幹線の全線開業により、人口7千万人規模の大交
22 流圏が誕生することとなり、国内外から居住地として選ばれる魅力的な地域をめざしていく
23 必要があるほか、急速な技術革新に伴うデジタルトランスフォーメーションに向けた取組が
24 推進されることにより、住生活に関わるサービスやビジネスの形を大きく変えていくことも
25 予想されます。

26 このような、近年の変化を踏まえ、県民の住まいや多様なライフスタイルに関するニーズ
27 等に的確に対応し、本県における住まい・まちづくりに関する施策を体系的に展開していく
28 ため、その基本的な方向性・方針として、住生活基本法に基づく新たな都道府県計画として、
29 「愛知県住生活基本計画2030」を策定するものです。

30 2. 計画の目的

31 「住まい」は、家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぎを得るかけがえのない空間である
32 とともに、自然災害や夏の猛暑、冬の寒さなどから人の命を守り、人々の社会生活やコミュ
33 ニティ活動を支える拠点であり、県民の生活の基盤となっています。

34 また、安定して良質な「住まい」の供給や管理が図られ、現在及び将来において快適な居
35 住環境が確保されていることは、県民の住生活の向上に欠かすことができません。

36 この「住まい」が集まり、地域の歴史・自然・文化などが環境と調和し、日常生活圏（徒歩
37 圏）として形成される「まち」は、県民一人一人それぞれの生活を紡ぎ出し、県民の健やか

1 で豊かな暮らしを実現していく場となっています。

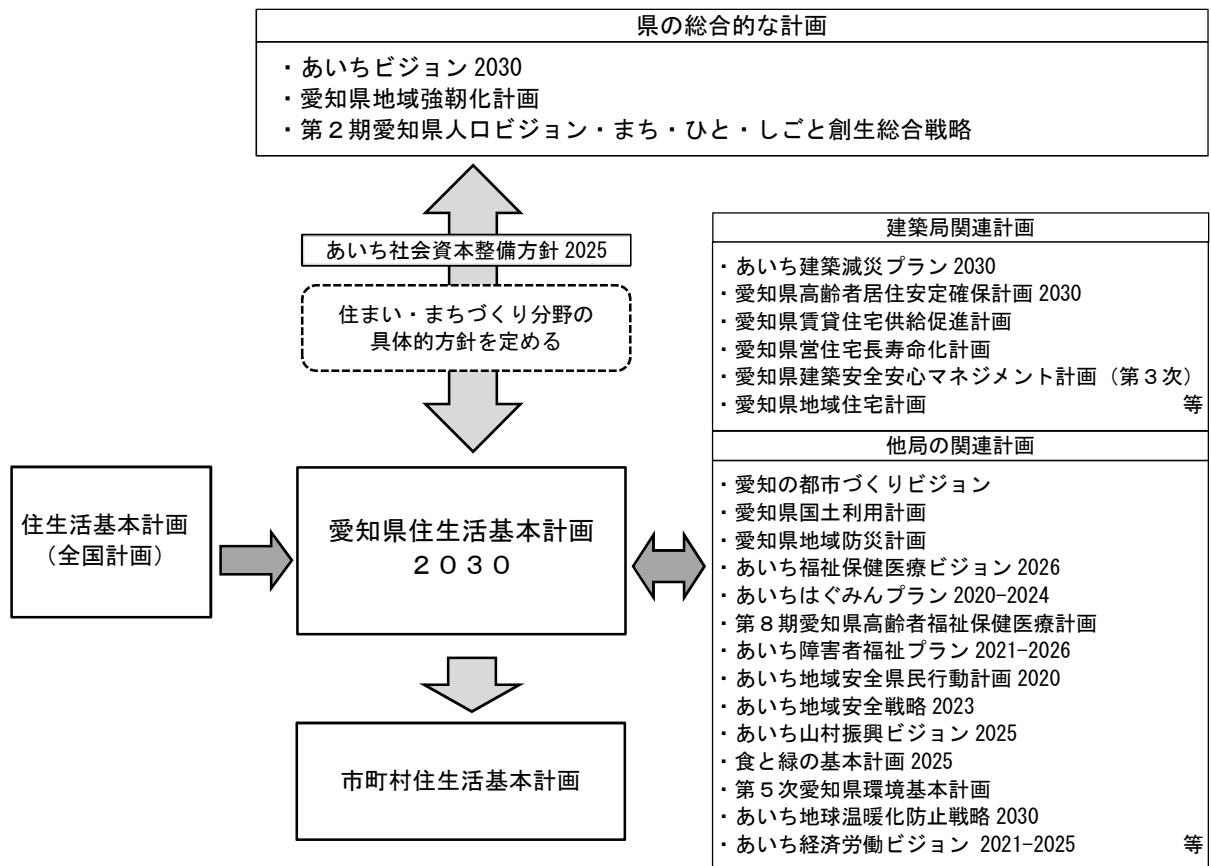
2 県民の住生活の安定の確保及び向上の促進のためには、現在及び将来における県民の住生
3 活の基盤となる良質な住宅を供給することにとどまらず、住宅の手入れや住環境を守り育て
4 ていくこと、住まい手の意識や住まい方に働きかけていく概念としての「住まい・まちづく
5 り」に関する取組を推進する必要があります。

6 本計画は、こうした取組を進めるにあたり、県民、地域団体、住宅関連事業者、金融機関、
7 公的団体、行政など、住まい・まちづくりに関わる主体が、方針や目標を共有し、連携して
8 取り組むための指針となるものです。

9

3. 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法第 17 条に基づき、本県における県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、国の定める「住生活基本計画（全国計画）」に即して定めるもので、県の総合的な計画である「あいちビジョン 2030」等の県の総合的な計画やや住まい・まちづくりに関する他の個別計画と調和を図り定めるものです。



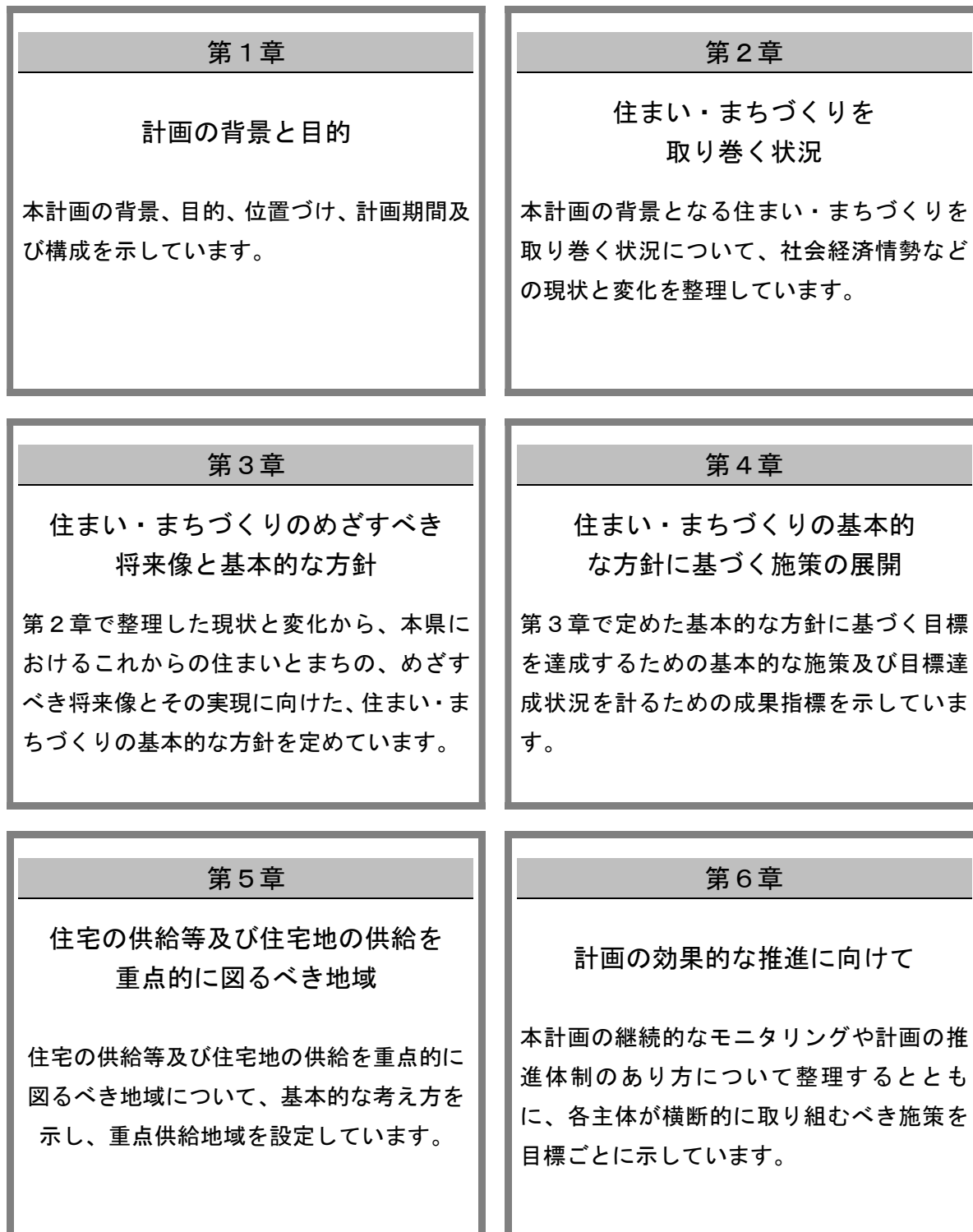
4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2021 年度から 2030 年度までの 10 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ、おおむね 5 年程度で見直しを行うものとします。

1 5. 計画の構成

2



3

1 第2章 住まい・まちづくりを取り巻く状況

2 1 愛知県の人口・世帯の状況

3 (1) 人口の推移と見通し

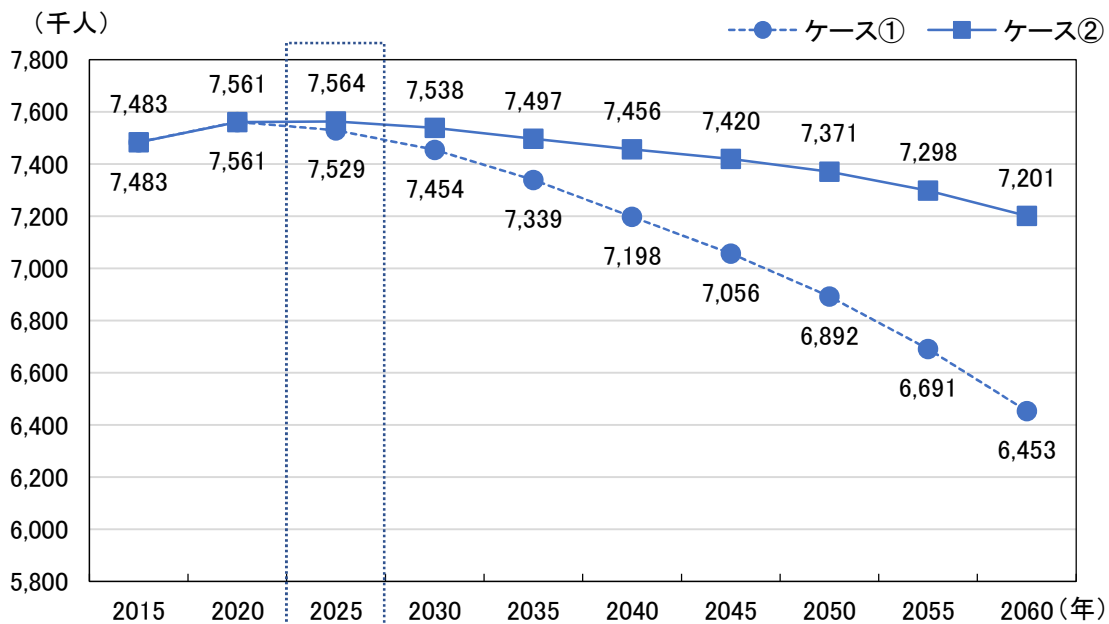
4 我が国の人口は、2010年をピークに減少に転じています。一方、本県の人口は、出生率が
5 現状程度で推移する場合には、2020～2025年頃をピークに減少に転じると推計されています。
6 また、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）については、既に減少
7 傾向にあります。

8 「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2060年までの本県の人
9 口シミュレーションを2通りの出生率で行っており、「ケース②」を本県が活力を維持していく
10 上での人口の目安とし、結婚・出産・子育ての切れ目のないサポート体制の構築や、産業振
11 興、雇用の場の創出、働き方改革の推進など、様々な施策を講じることにより、これに近づ
12 けていくことが求められる」としています。

14 [前提条件]

15 出生率	以下の2つのケースを想定
	ケース①：出生率が現状程度で推移する場合 ※国立社会保障・人口問題研究所の中間推計 ⇒2020年：1.54、2030年以降：1.53～1.55
19 純移動率	ケース②：出生率が上昇する場合 ※国の長期ビジョンと同値 ⇒2030年までに1.8、2040年に2.07
	本県の過去25年（1990→2015年）の平均移動率で推移すると想定 ※純移動率：人口に占める転入転出超過数の割合

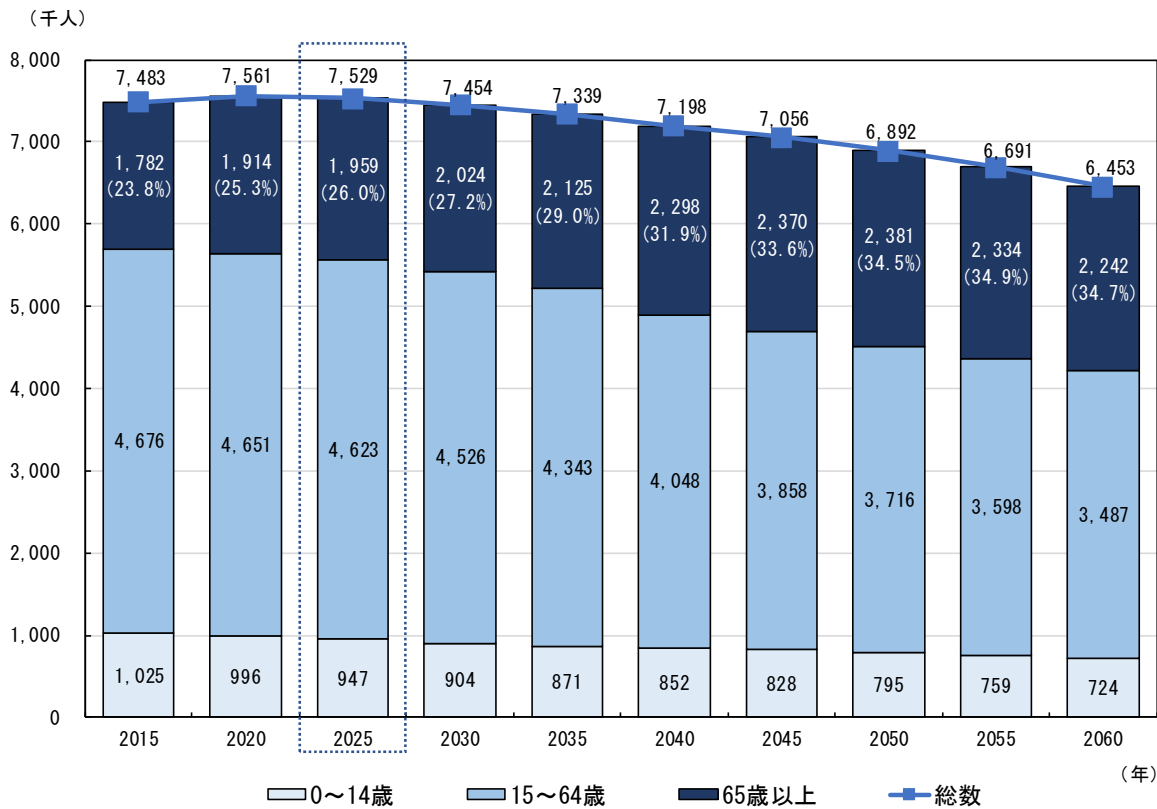
22 図1 本県の人口の推移及び今後の見通し



資料：第2期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

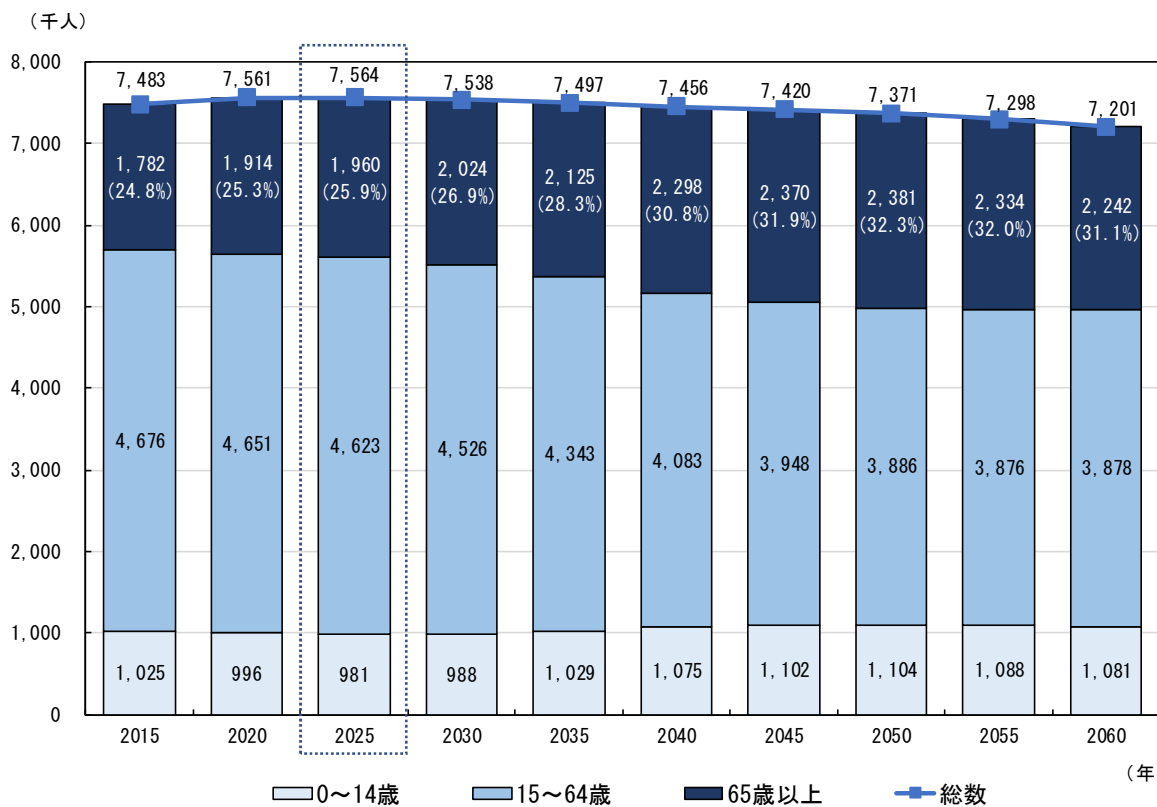
23
24
25

1 図2 本県人口の将来推計（年齢3区分別）ケース① ※（）内は高齢化率



資料：第2期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 図3 本県人口の将来推計（年齢3区分別）ケース② ※（）内は高齢化率



資料：第2期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

6
7
8

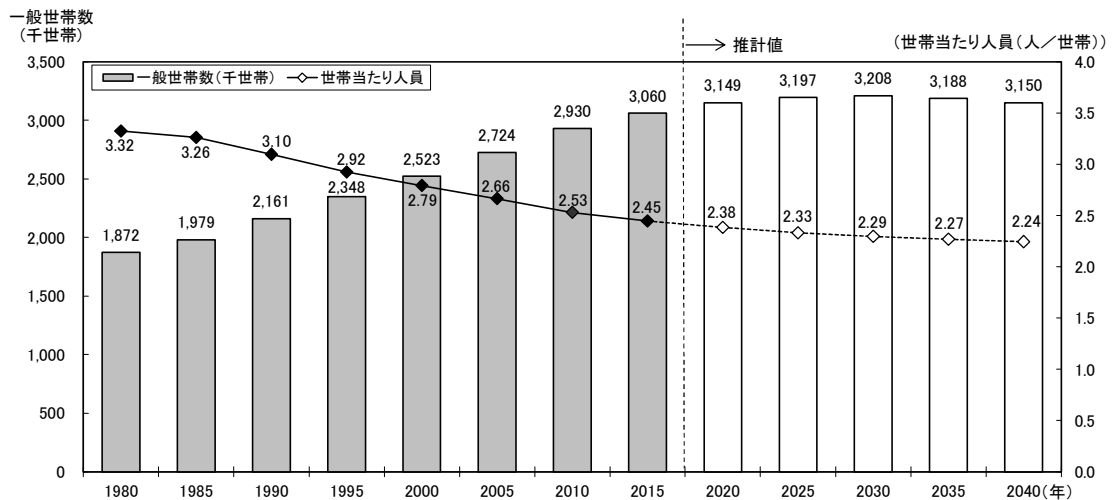
1 (2) 世帯数の推移と世帯の家族類型の見通し

2 本県の一般世帯数は、人口が減少に転じた後においても、2030年まで増加を続け、その後
 3 減少に転じると推計されています。また、一般世帯1世帯あたり人員は減少傾向にあり、1995
 4 年に3人を下回り、2030年には2.3人を下回ると推計されています。

5 家族類型別では、2010年に「単独世帯」が最も多くなり、一般世帯数が減少に転じた後も
 6 増加を続けると推計されています。

7

8 図4 本県の一般世帯数及び世帯あたり人員の推移及び今後の見通し

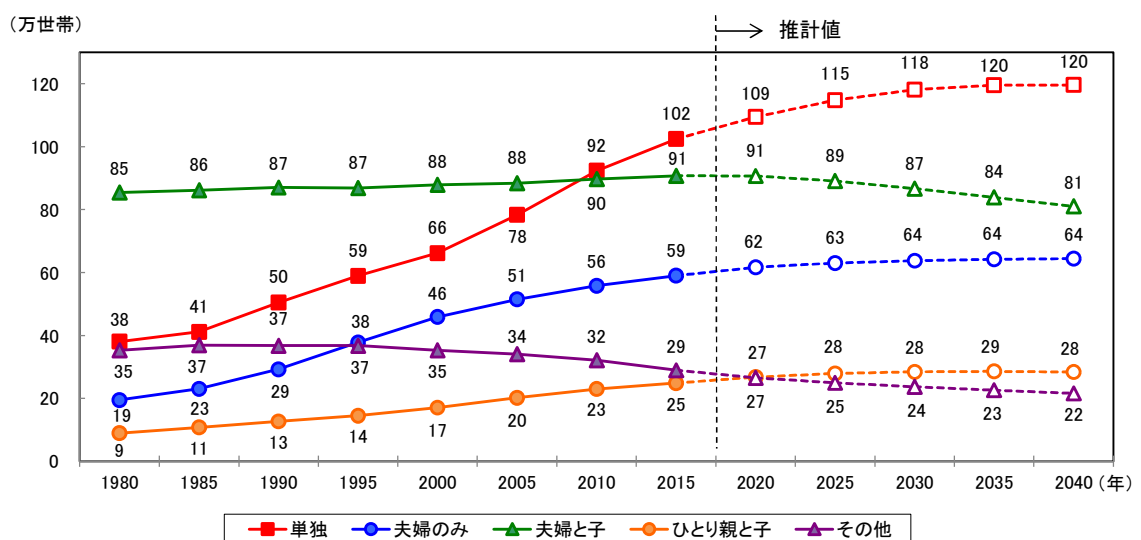


9

10 資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口（2018年推計）」
 11 「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2019年推計）」

12

13 図5 本県の家族類型別一般世帯の推移及び今後の見通し



14

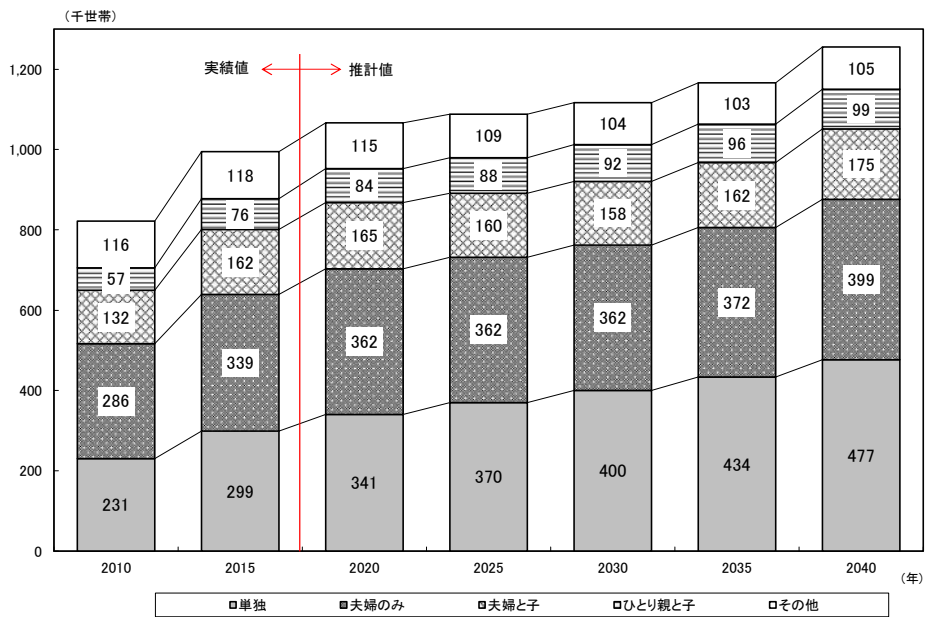
15 資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）（2018年推計）」

1 (3) 高齢者世帯の状況

2 全国的に高齢化が進行する中、本県の高齢者世帯数（世帯主が65歳以上）は今後も増加を
 3 続け、中でも高齢者単身・夫婦のみ世帯の増加が顕著となる推計されています。また、年齢
 4 3区分別の人口比率については、2040年に老年人口（65歳以上人口）の割合が3割を超える
 5 と推計されています。

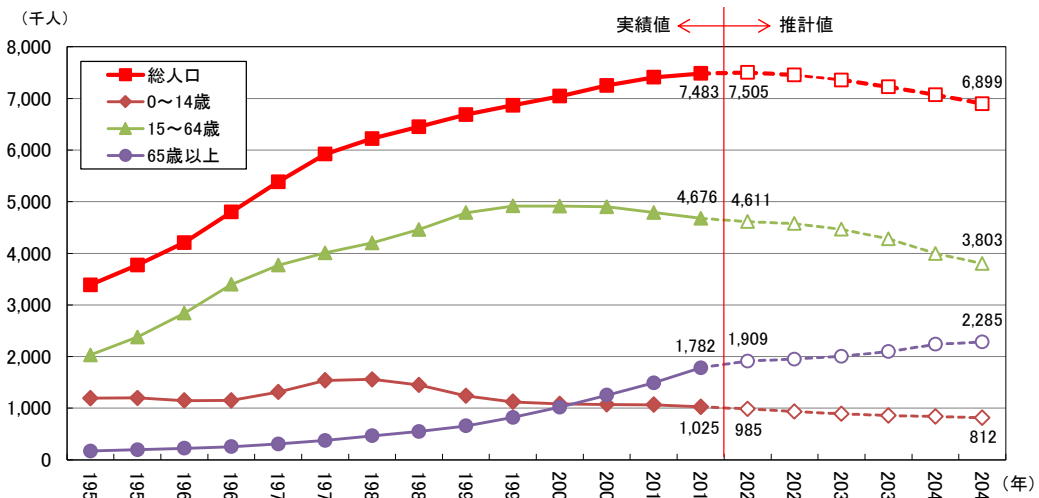
6 市町村別に老年人口の割合をみると、奥三河の山間地域では、引き続き他の地域と比べ高
 7 い状態が続き、また、その他の地域においても、今後、老年人口の割合が高くなること
 8 が推計されています。

10 図6 本県の高齢者世帯数（世帯主が65歳以上の世帯）の今後の見通し



11 資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」（2019年推計）

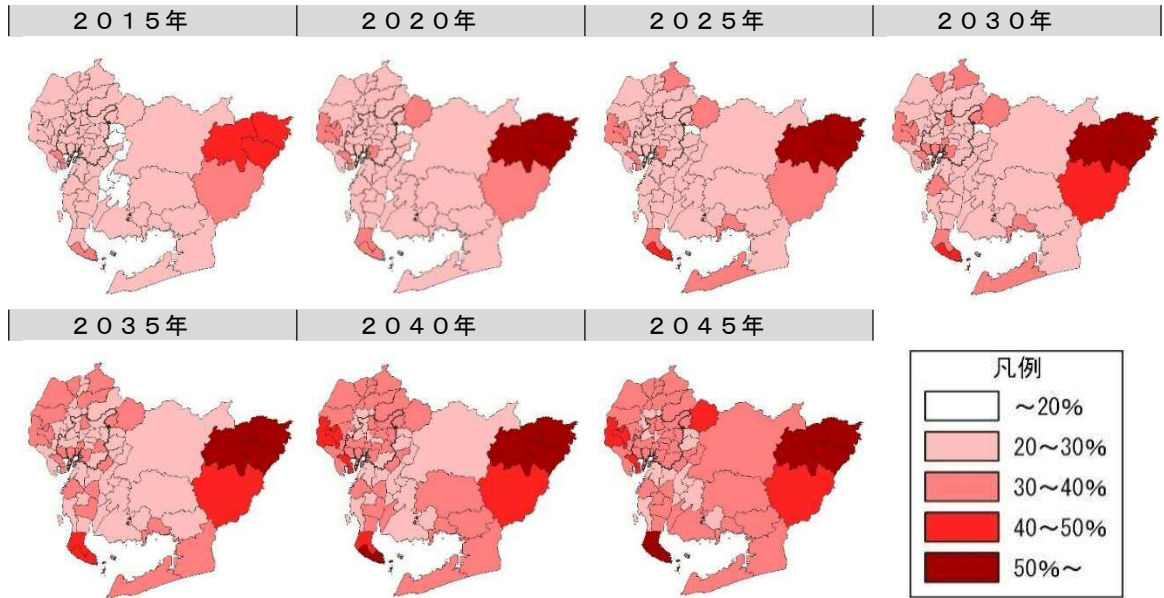
14 図7 本県の人口の推移と将来人口推計（年齢3区分）



資料：第2期愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

1
2

図8 本県の市町村別の老年人口割合及び今後の見通し



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」
をもとに作成

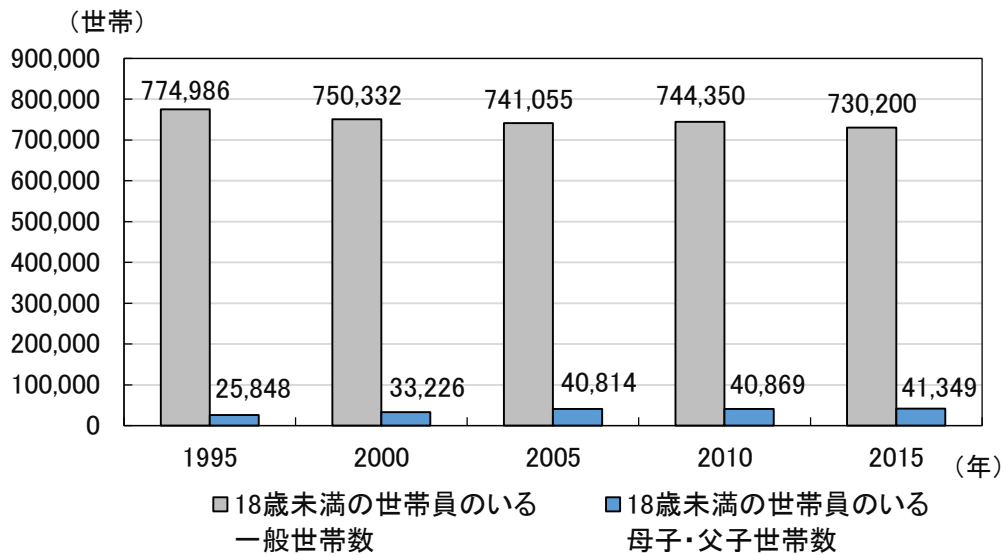
3
4
5

6 (4) 子育て世帯の状況

7 全国的に少子化が進行する中、本県の18歳未満世帯員のいる一般世帯（子育て世帯）数も
8 減少を続け、2015年には約73.0万世帯となっています。一方で、18歳未満世帯員のいる母
9 子・父子世帯数は増加を続け、2015年には約4.1万世帯となっています。

10
11

図9 本県の18歳未満世帯員のいる一般世帯数及び母子・父子世帯数



資料：国勢調査

12
13
14

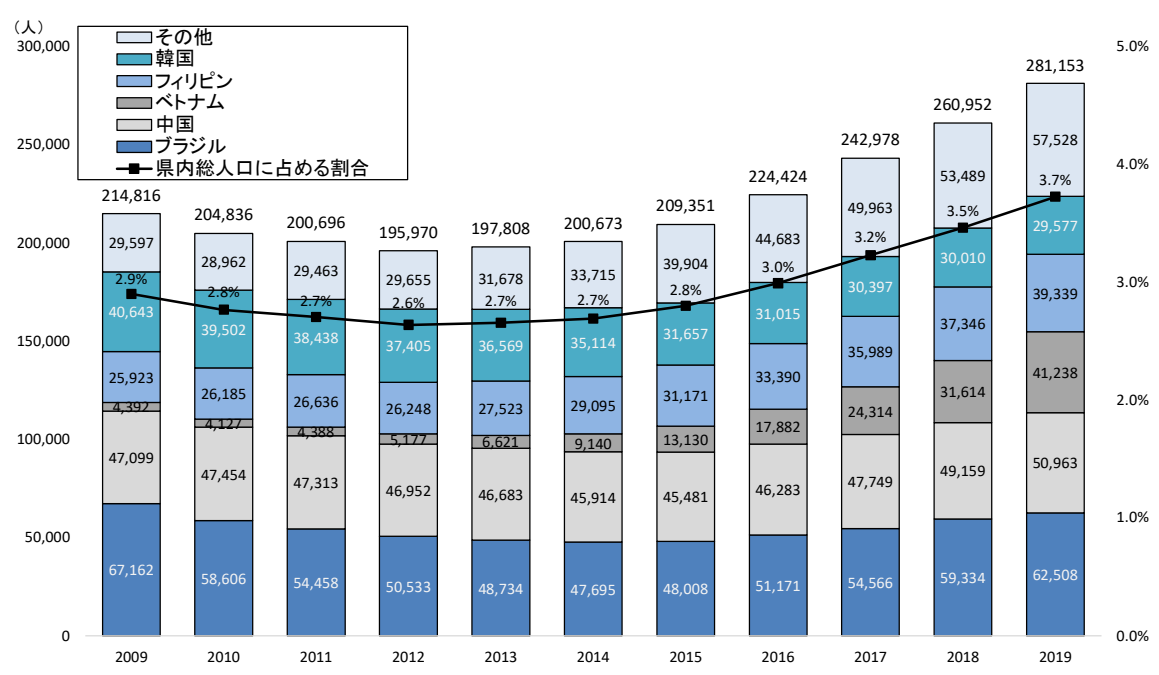
1 (5) 外国人居住者の状況

2 本県は、自動車産業を中心としたモノづくり産業が盛んであり、その担い手として多くの
 3 外国人が暮らしています。県人口に対する外国人人口比率及び外国人人口は、2013年から増
 4 加しており、2019年で3.7%を占めています。特に2016年頃から、ベトナム・フィリピン等
 5 の東南アジア国籍の外国人が増加傾向にあり、今後もモノづくりを中心とした産業での活躍
 6 が見込まれています。

7

8

図10 本県の国籍別外国人登録人員の推移



9

10

11

資料：法務省 「在留外国人統計」(各年年末現在)

1 2 愛知県の住宅・住宅地の状況

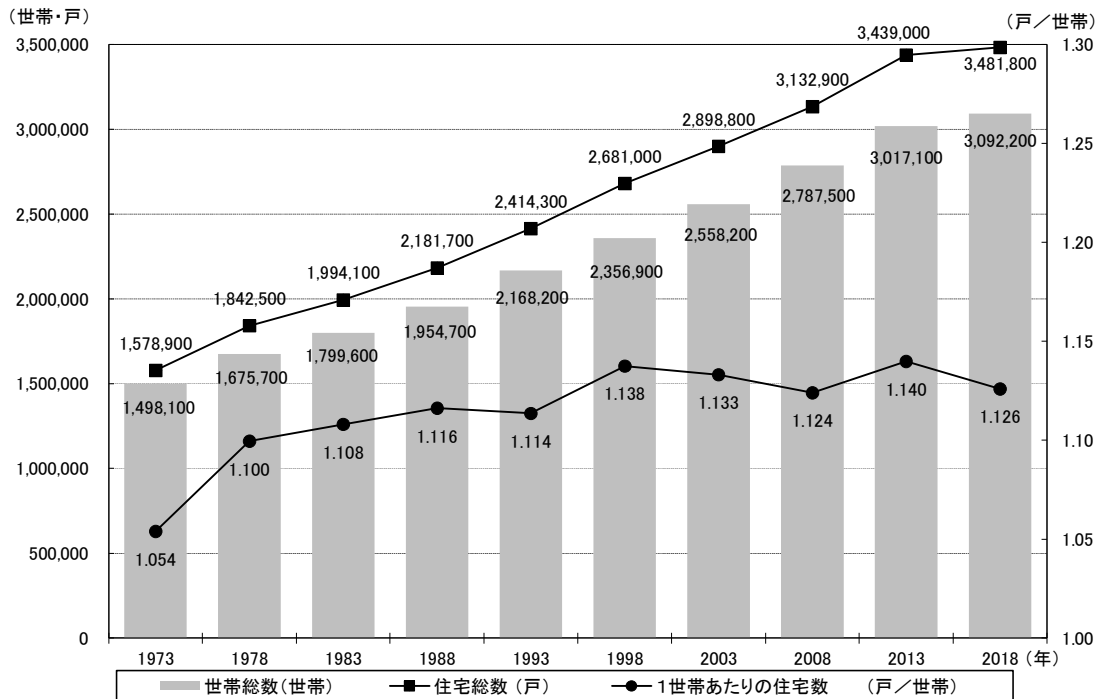
2 (1) 住宅ストックの状況

3 ①住宅ストックと空き家

4 本県の住宅ストックは増加を続け、2018年で約348万戸となっています。また、居住世帯
5 のない空き家ストックは約39万戸で、過去20年間で約1.3倍に増加し、うち居住目的のな
6 い空き家数（賃貸・売却用以外の「その他」の空き家数）は1.6倍になっています。

7

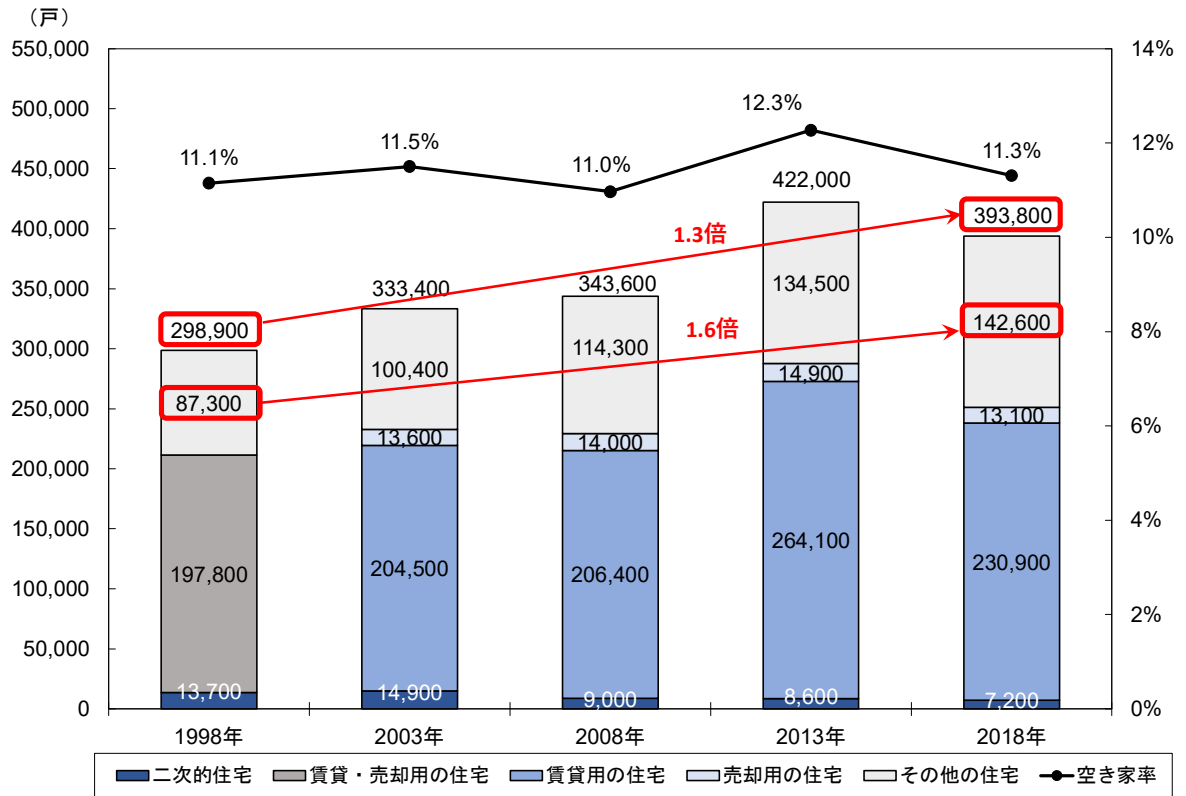
8 図11 本県の総住宅数及び世帯数の推移



資料：各年の住宅統計調査及び住宅・土地統計調査をもとに作成

9
10
11

1 図 12 本県の空き家の類型別推移



2
3
4
5
6
7

注) 二次的住宅：別荘や普段住んでいる住宅とは別にたまに寝泊まりしている人がいる住宅
 賃貸・売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸・売却のために空き家になっている住宅
 その他の住宅：上記以外の方が住んでいない住宅（転勤・入院などにより居住世帯が長期不在など）
 資料：各年の住宅統計調査及び住宅・土地統計調査をもとに作成

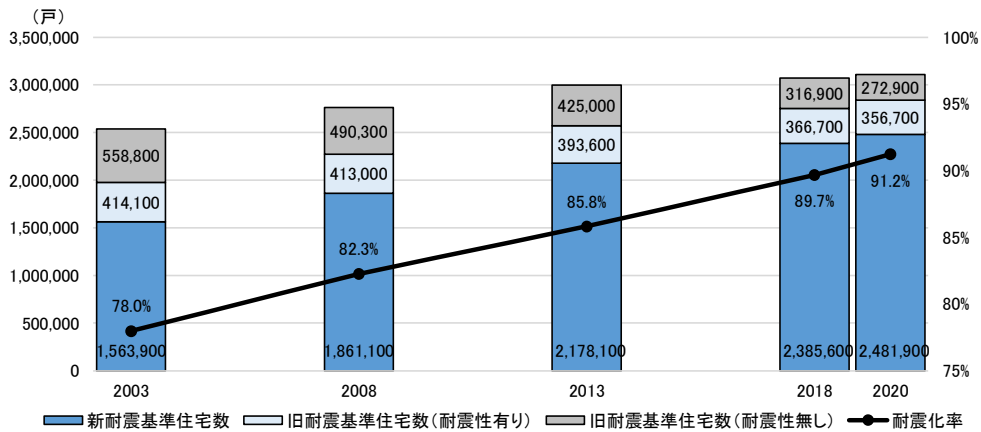
1 ②住宅ストックの居住性能

2 本県の旧耐震基準の住宅ストックは、更新や耐震改修が着実に進み、居住世帯ありの住宅
3 のうち、耐震性のある住宅の割合は2020年度末で約91%となっています。また、複層ガラス
4 の窓があるなど一定の断熱性が確保された住宅の割合は25%にとどまっています。

5 三大都市圏での住宅ストックの状況を比較すると、中京圏は一戸建の割合が高く、居住面積
6 について、誘導居住面積水準以上の住宅の割合が高くなっています。本県においても同
7 様の傾向にあり、一戸建の割合が約半数、誘導居住面積水準以上の住宅の割合が約6割と、
8 いずれも高くなっています。

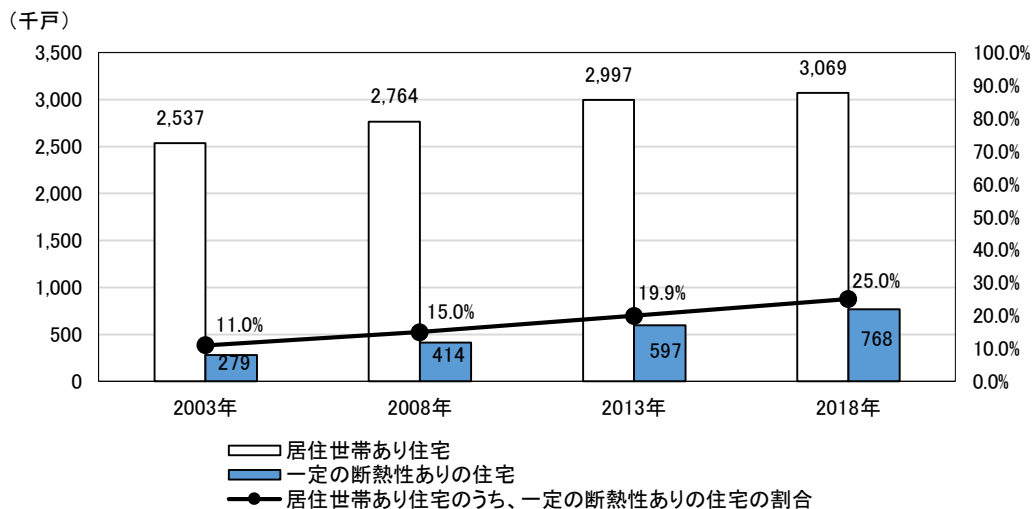
9 また、本県は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じ
10 られた優良な住宅である長期優良住宅（新築一戸建）の認定件数について、2009年の制度創
11 設以来、全国1位であり、この高い水準が維持されることにより、質の高い住宅ストックの
12 増加が進むことが見込まれています。

14 図13 本県の住宅数と耐震化率の推移



資料：あいち建築減災プラン2030

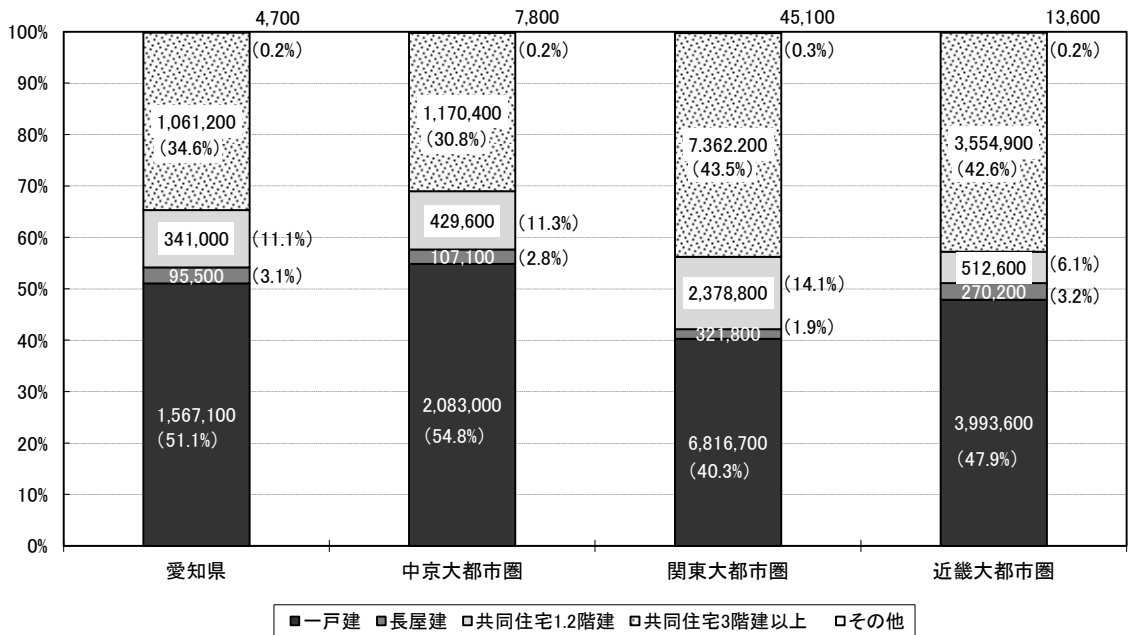
31 図14 本県の居住世帯あり住宅のうち、一定の断熱性が確保された住宅の割合の推移



※一定の断熱性とは「二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓」がすべてもしくは一部の窓にあること。

資料：住宅・土地統計調査

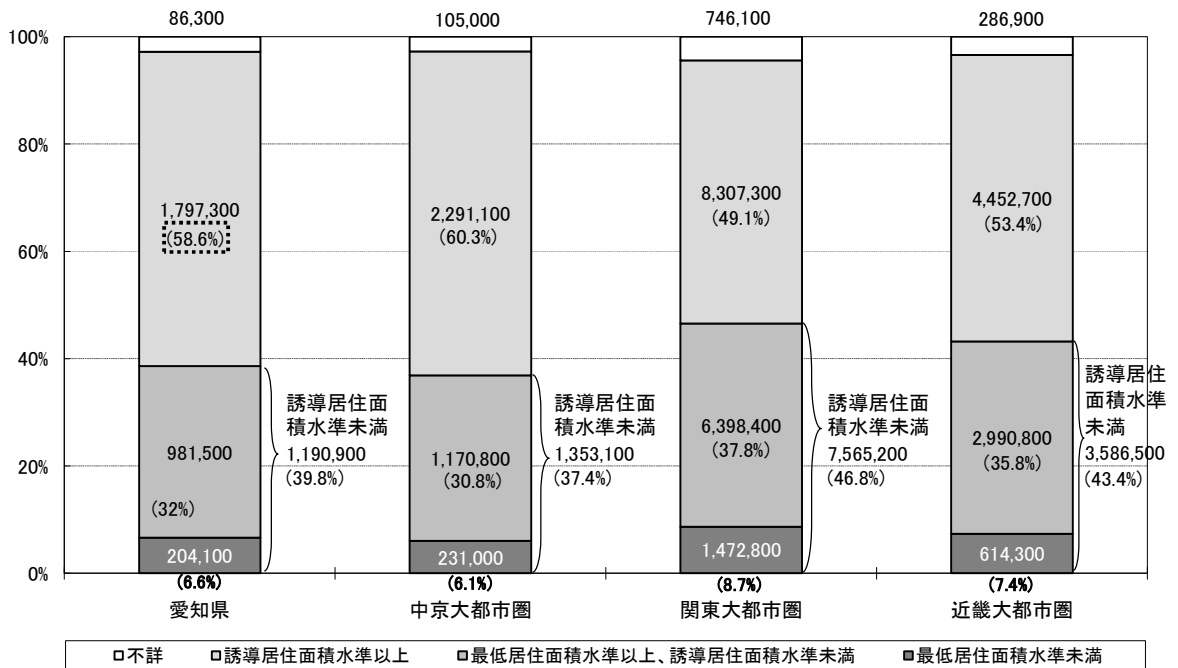
1 図15 本県の建て方別住宅割合



資料：平成30年住宅・土地統計調査

2
3
4

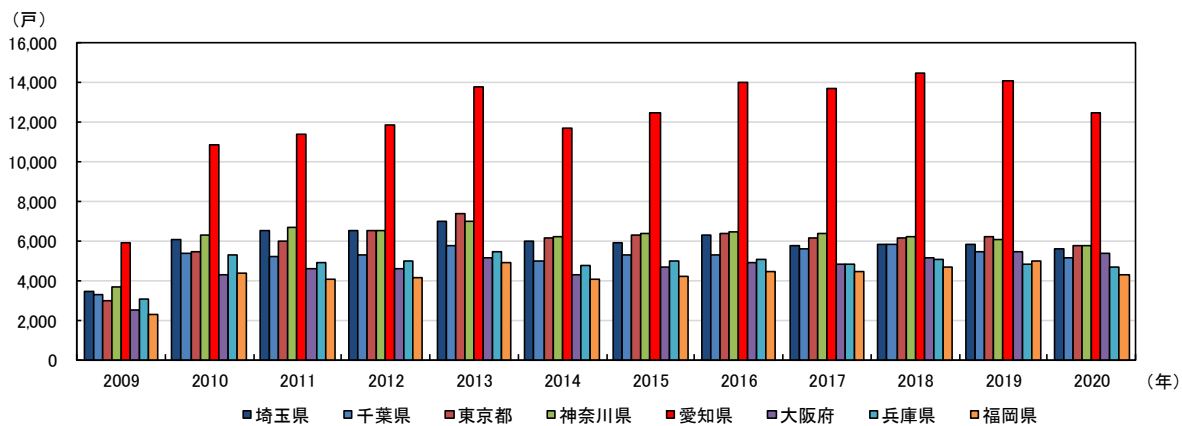
図16 本県の居住面積水準



資料：平成30年住宅・土地統計調査

5
6
7
8
9

1 図 17 新築長期優良住宅（新築一戸建）の認定件数の推移



資料：国土交通省HP「長期優良住宅の認定基準（2021年3月時点（都道府県別認定実績（新築））」

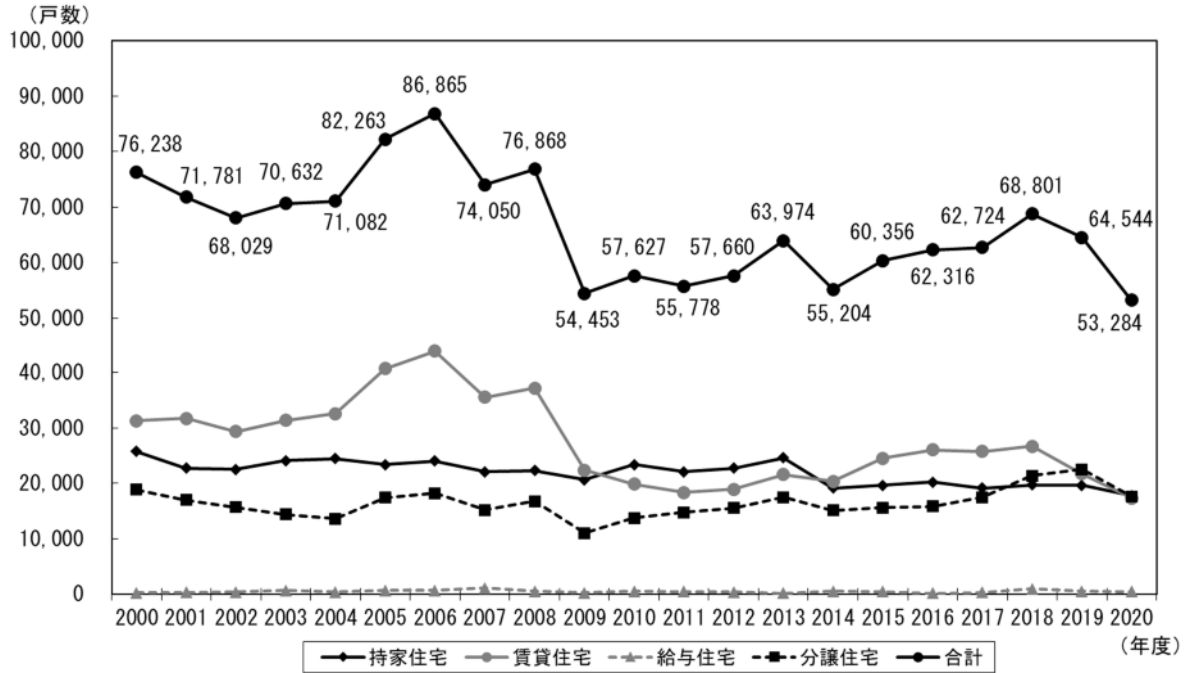
2
3
4
5

1 (2) 住宅の流通

2 本県における新築の住宅着工戸数は、過去10年間、年間約5.3～6.9万戸で推移していま
 3 す。また、既存住宅の流通量は、過去5年間、年間約7,000戸前後で推移しており、住宅の
 4 全流通量に占める既存住宅の割合は約1割となっています。

5

6 図18 本県の新築の住宅着工戸数



7

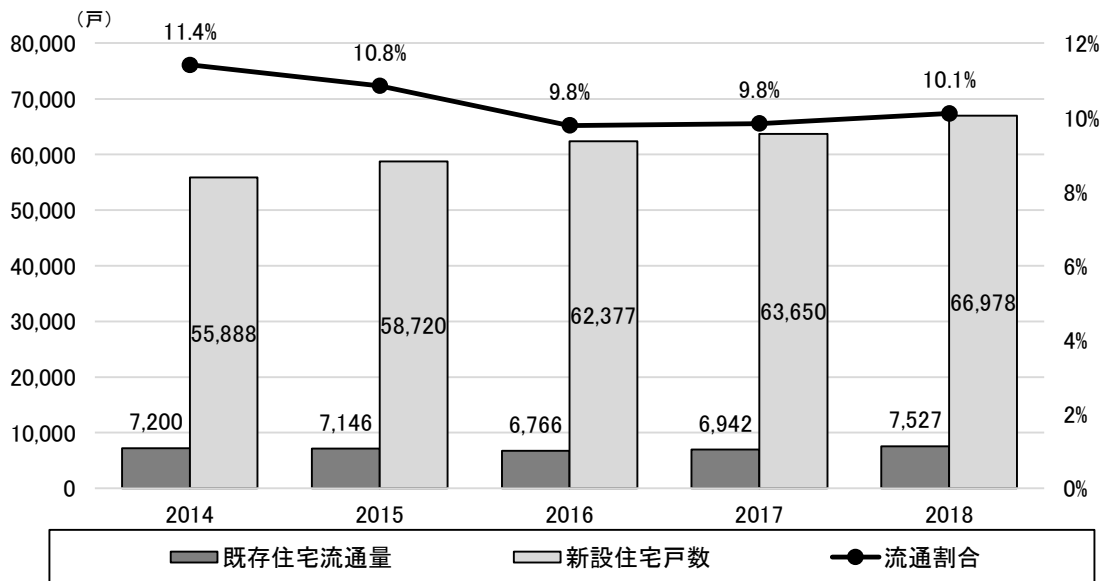
8

9

10

資料：建築着工統計調査

図19 本県の既存住宅流通量



11

12

13

14

注) 流通割合 = 既存住宅の流通戸数 / (新設住宅着工戸数 + 既存住宅の流通戸数)

資料：建築統計年報、平成30年住宅・土地統計調査(独自集計)

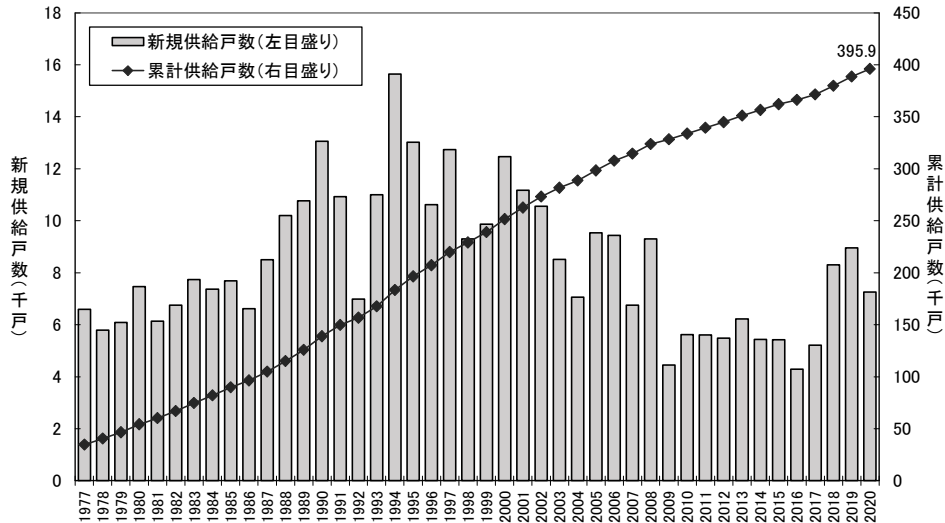
1 (3) 住宅ストックの管理

2 ①分譲マンション

3 本県分譲マンションのストックは、現在は約39.6戸(2020年時点)で、そのうち築40
 4 年以上のストックは約5.4万戸と推計されます。また、これらのストックは、今後10年間で
 5 約2.6倍になることが予測されます。

6

7 図20 本県分譲マンションのストック戸数の推移



8

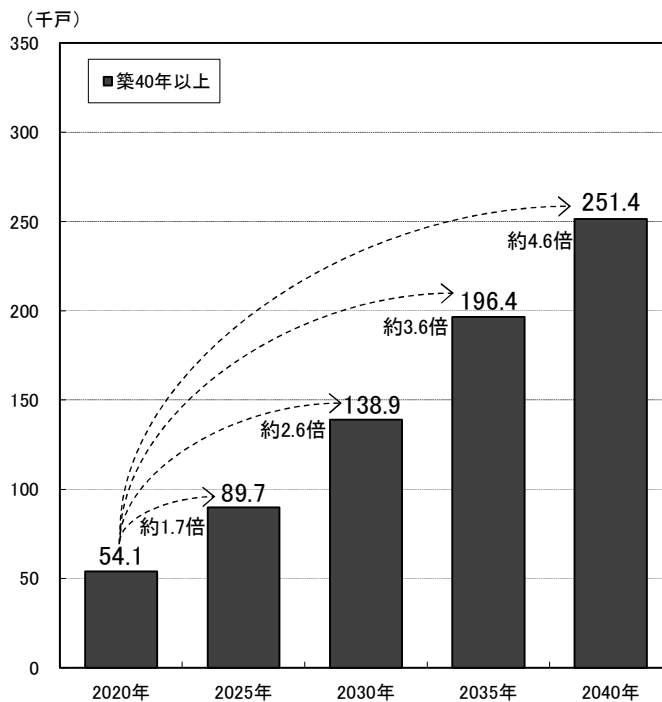
9

10

11

注) 1976年以前は住宅・土地統計調査によるストック戸数、1977年以降は建築統計年報による着工戸数
 資料：各年の住宅・土地統計調査、建築統計年報

12 図21 本県築40年以上分譲マンションのストックの見込み



13

14

15

資料：着工統計調査等をもとに愛知県建築局で推計

1 ②公営住宅の供給と管理

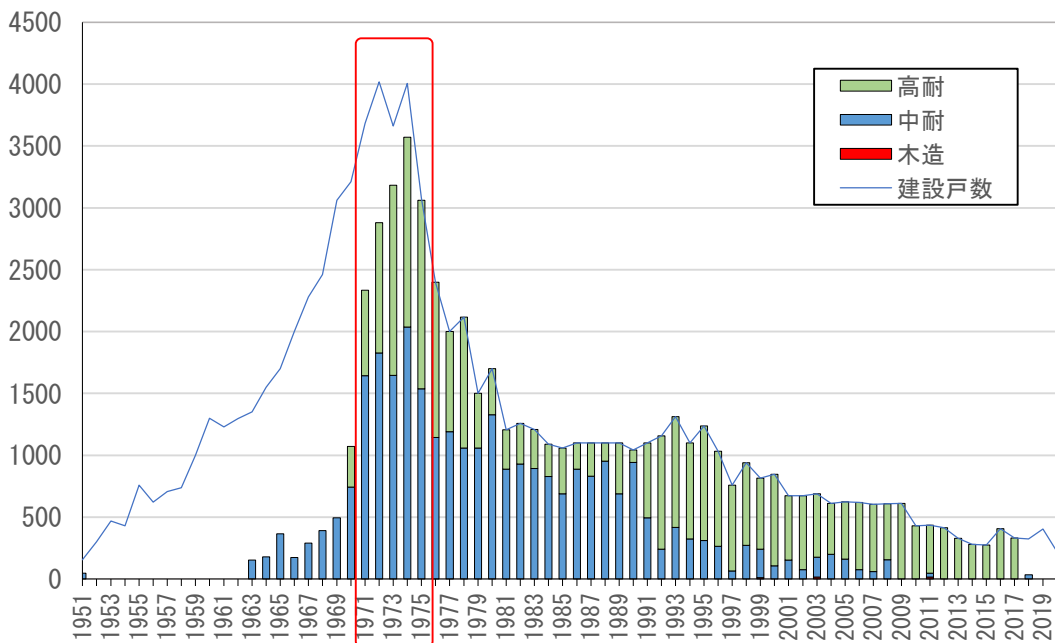
2 本県の県営住宅の管理戸数は、2002年度の61,513戸をピークとして、その後はゆるやかに減少し、現在は57,940戸（2021年3月31日時点）となっています。そのうち、1970年代前半に建設されたものが最も多く、これら高経年ストックの建替等を順次進めています。また、市町村営住宅の管理戸数は、合計80,962戸（2021年3月31日時点）となっており、1970年代に建設されたものが多くなっています。市町村営住宅においても、各市町村においてこれら高経年ストックの建替等が順次進められていますが、1960年代以前の木造や簡易平屋・簡易二階建の住宅で建替が進んでいないものもあります。

9 県営住宅の年齢別入居者割合は、県全体の人口における年齢別割合と比べ、70歳以上の割合が高くなっています。また、県営住宅の入居応募者数・募集倍率は、2012年から減少傾向であるものの、2020年度での応募倍率は3.2倍であり、依然として高い割合となっています。

12

13 図22 県営住宅建設戸数の推移と県営住宅ストック数（建設年度別・構造別）

(戸)



14

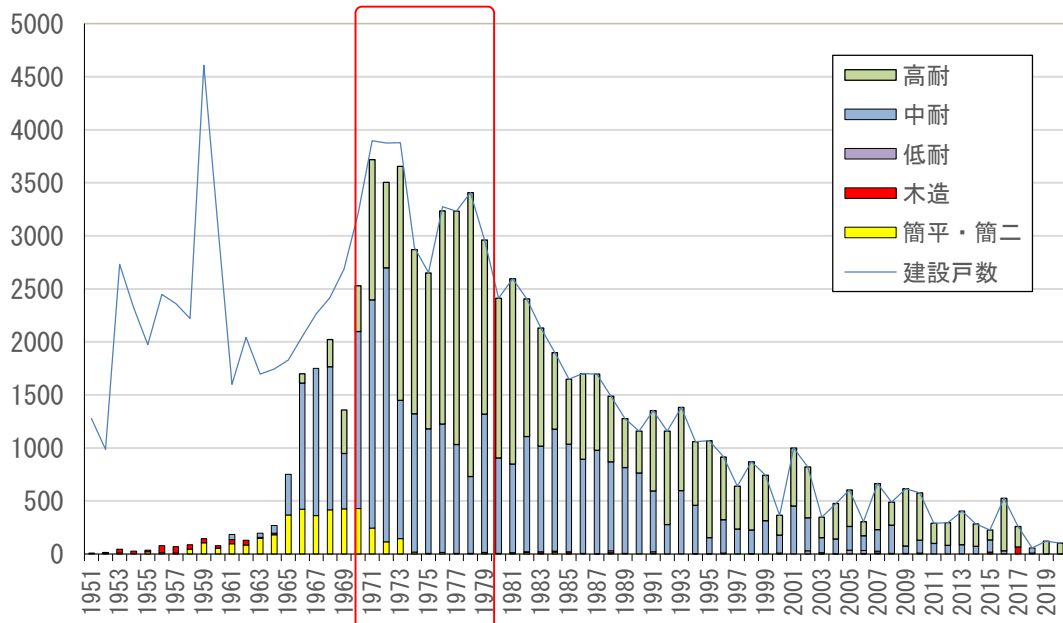
15

16

資料：住宅計画課調べ（2021年3月末時点）

1 図 23 県内市町村営住宅の建設年度別・構造別戸数

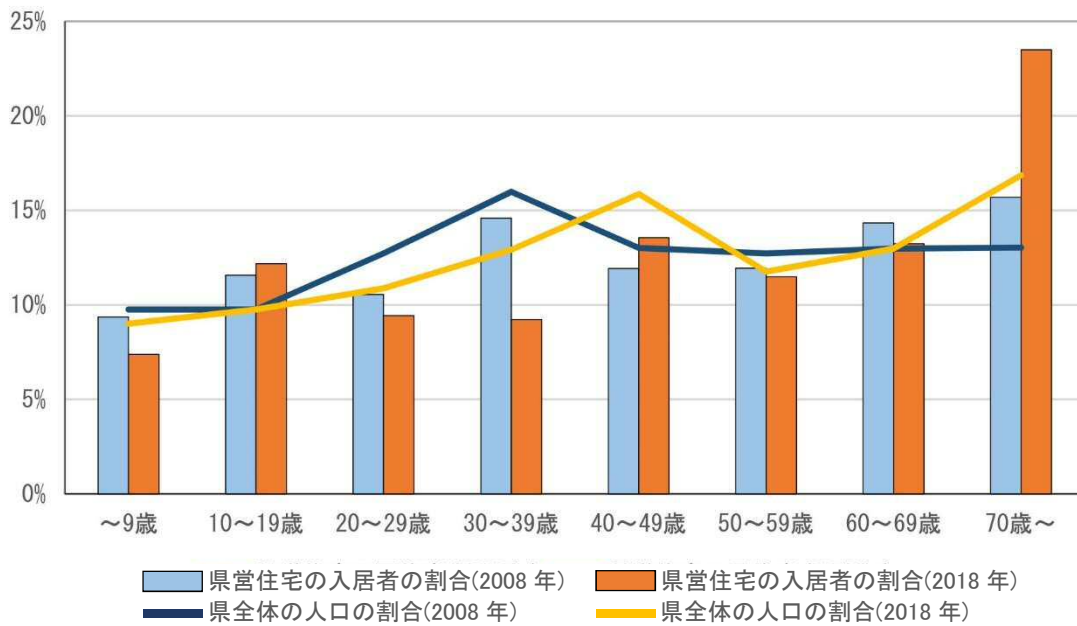
(戸)



資料：住宅計画課調べ（2020年3月末時点）

2
3
4
5

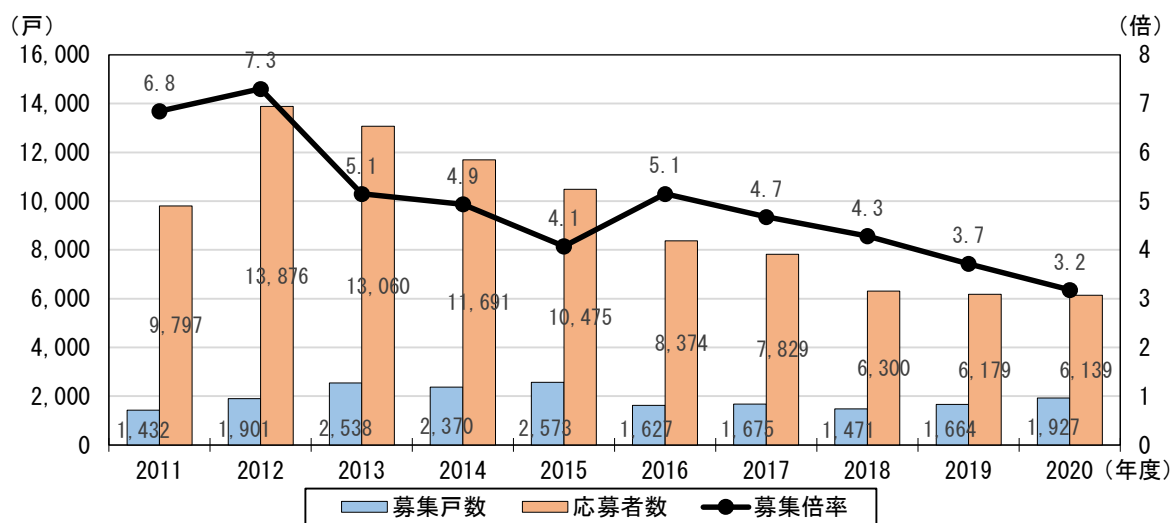
図 24 県営住宅の年齢別入居者割合



資料：愛知県営住宅長寿命化計画（2020年3月）

6
7
8
9

1 図 25 県営住宅の募集戸数と募集倍率の推移



資料：愛知県住宅供給公社

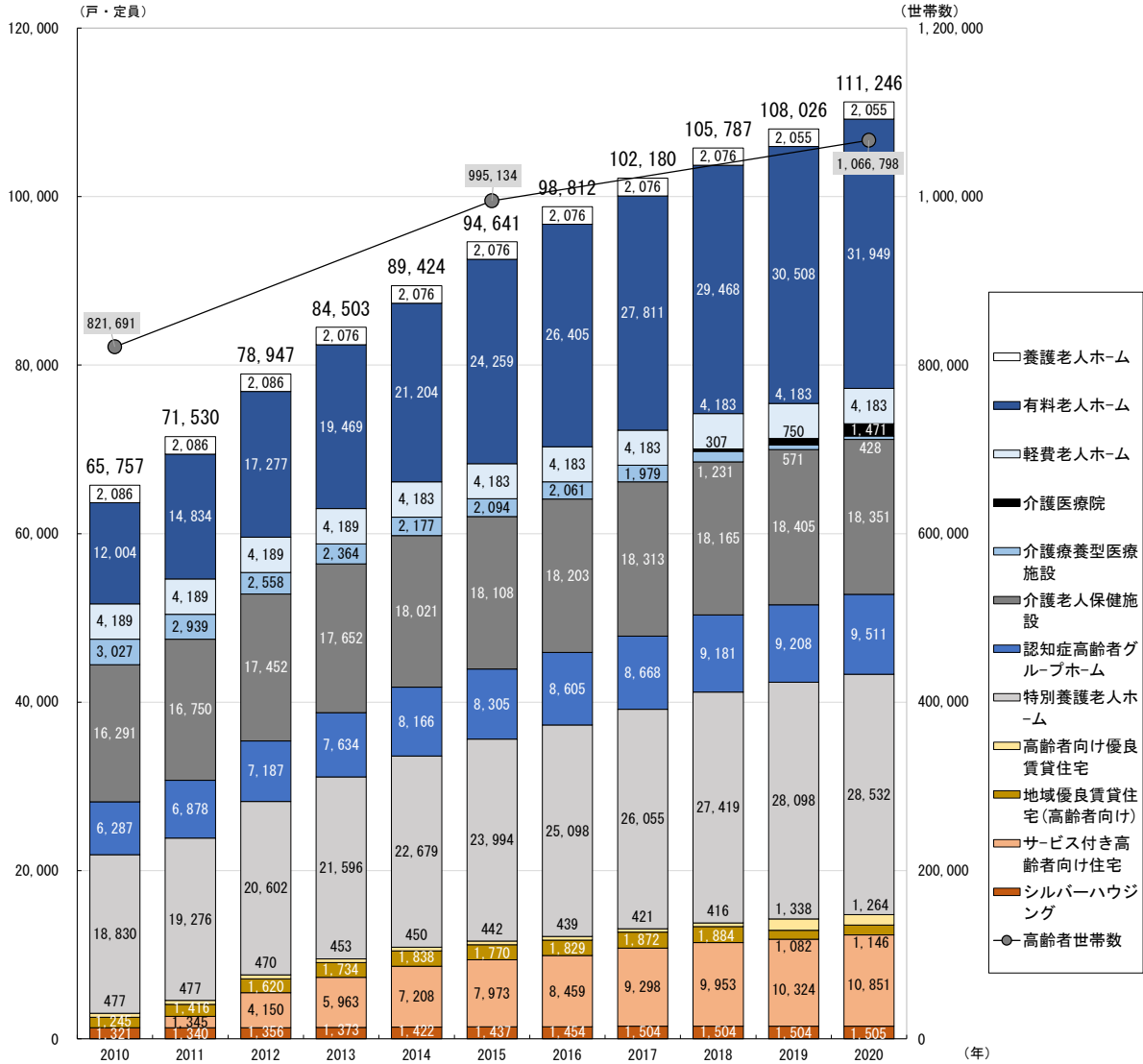
2
3
4
5

1 ③高齢者向けの住まい・施設の供給

2 高齢者世帯の増加に対応して、本県の高齢者向けの住まい・施設は、過去10年間で約4.5
 3 万戸・定員（住まいの戸数と施設の定員数の合算値）増加し、現在は約11.1万戸・定員（2020
 4 年度末時点）となっています。

5

6 図26 本県の高齢者向け住まい・施設数の推移



資料：住宅計画課調べ（2021年3月末時点）

7
8
9
10

1 (4) 住宅地の状況

2 ①多様な住宅地

3 都市部においては、都市機能誘導区域等における市街地再開発事業などにより、都市機能
4 の更新や住宅の新たな供給が進む一方で、古い建物のリノベーションや公共空間の利活用によ
5 り、中心市街地等の再生を図る取組も見られます。

6 都市の郊外部においては、大規模住宅団地等で居住者の高齢化や空き家・空き地の増加な
7 どが懸念される地区があり、住民、行政、企業、大学等の連携により、ミクストコミュニテ
8 イの実現に向けたストックの改善、空き家の流通促進、高齢者移動支援・見守り、県内企業
9 等の先端技術を活用した取組などが始まっています。また、中山間地域等においては、都市
10 部からの移住促進や関係人口の拡大に向けた取組が行われています。

11 図 27 高蔵寺ニュータウンでの「リ・ニュータウン計画」に基づく代表的な取組

団地再生によるモデル住宅地づくり	交通拠点をつなぐ快適移動ネットワークの構築
<p data-bbox="272 815 730 846"><高森台スマートウェルネスの整備></p> <p data-bbox="199 848 804 972">春日井市が都市再生機構の団地再生と連携し、高森台地区をモデルとして、UR 賃貸住宅、高森山、県有地を含むエリアを拠点に、高蔵寺ニュータウン全域でスマートウェルネスを目指したまちづくりが進められています。</p> <p data-bbox="199 974 804 1034">●高森山公園の利活用検討のためのワークショップの様子 (2019 年度)</p> 	<p data-bbox="963 815 1294 846"><多様な移動手段の確保></p> <p data-bbox="826 848 1431 972">先進技術による多様な移動手段の確保を目指すために、春日井市と名古屋大学が、ラストマイル自動運転実証実験や相乗りタクシー実証実験など、新たな移動サービスの導入・検討をしています。</p> <p data-bbox="826 974 1431 1034">●ラストマイル型自動運転移動サービス実証実験の様子 (2018 年度)</p> 
居住地の魅力向上のための旧小学校施設の活用	
<p data-bbox="341 1330 663 1361"><多世代交流拠点の整備></p> <p data-bbox="199 1364 804 1518">旧藤山台東小学校をリノベーションして、複合機能を有する多世代交流拠点施設「春日井市高蔵寺まなびと交流センター (愛称：グルッポふじとう)」を 2018 年 4 月に開所しました。施設は、図書館、児童館、コミュニティカフェ、地域包括支援センターなどで構成されています。</p> 	<p data-bbox="979 1330 1278 1361"><生活利便施設の誘致></p> <p data-bbox="826 1364 1431 1518">旧西藤山台小学校施設を活用し、民間活力の導入により、周辺地区も対象とした商業・飲食・教育・医療・福祉等の生活利便施設の誘致を行い、地域の魅力向上や、新たな居住者の呼び込みにつなげるための整備を検討しています。</p> <p data-bbox="826 1520 1098 1552">●土地利用のイメージ図</p> 

13 資料：春日井市「高蔵寺リ・ニュータウン計画 2021-2030 (令和 3 年 3 月)」

14

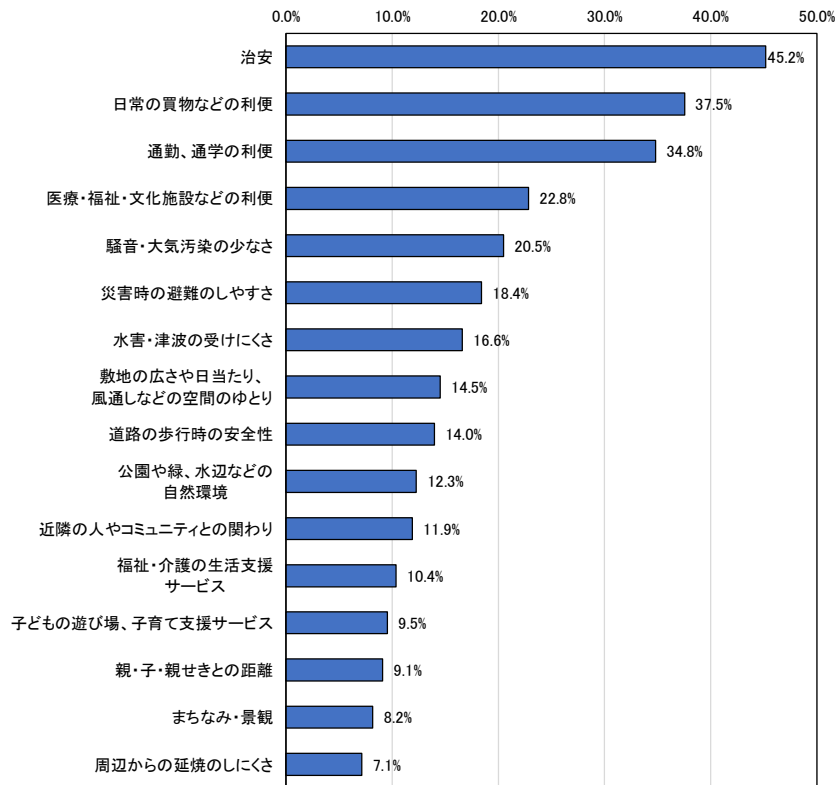
1 ②求められる住環境

2 本県の現在の住環境に対するの県民の意識としては、治安を重要視する割合が45.2%と最
 3 も高く、次いで、日常の買い物などの利便や通勤、通学の利便の順に高くなっています。

4 治安について、本県における住宅を対象とした侵入盗被害の認知件数は、2018年までの10
 5 年以上にわたり全国1位（ワースト）が続いていましたが、2014年から減少傾向にあり、全
 6 国順位も改善しています。

7
 8

図 28 現在の住環境に対する項目別の重要度（愛知県）

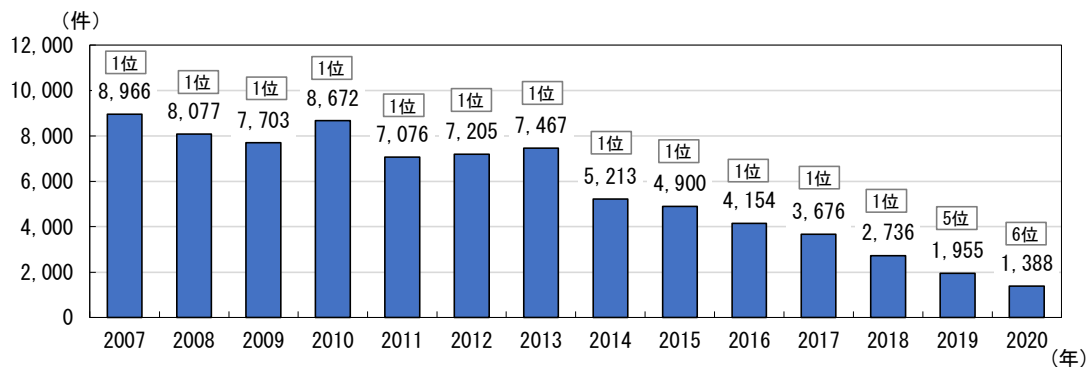


9

資料：平成30年住生活総合調査

10
 11

12 図 29 本県における住宅を対象とした侵入盗被害件数と全国順位



13
 14

資料：愛知県警察

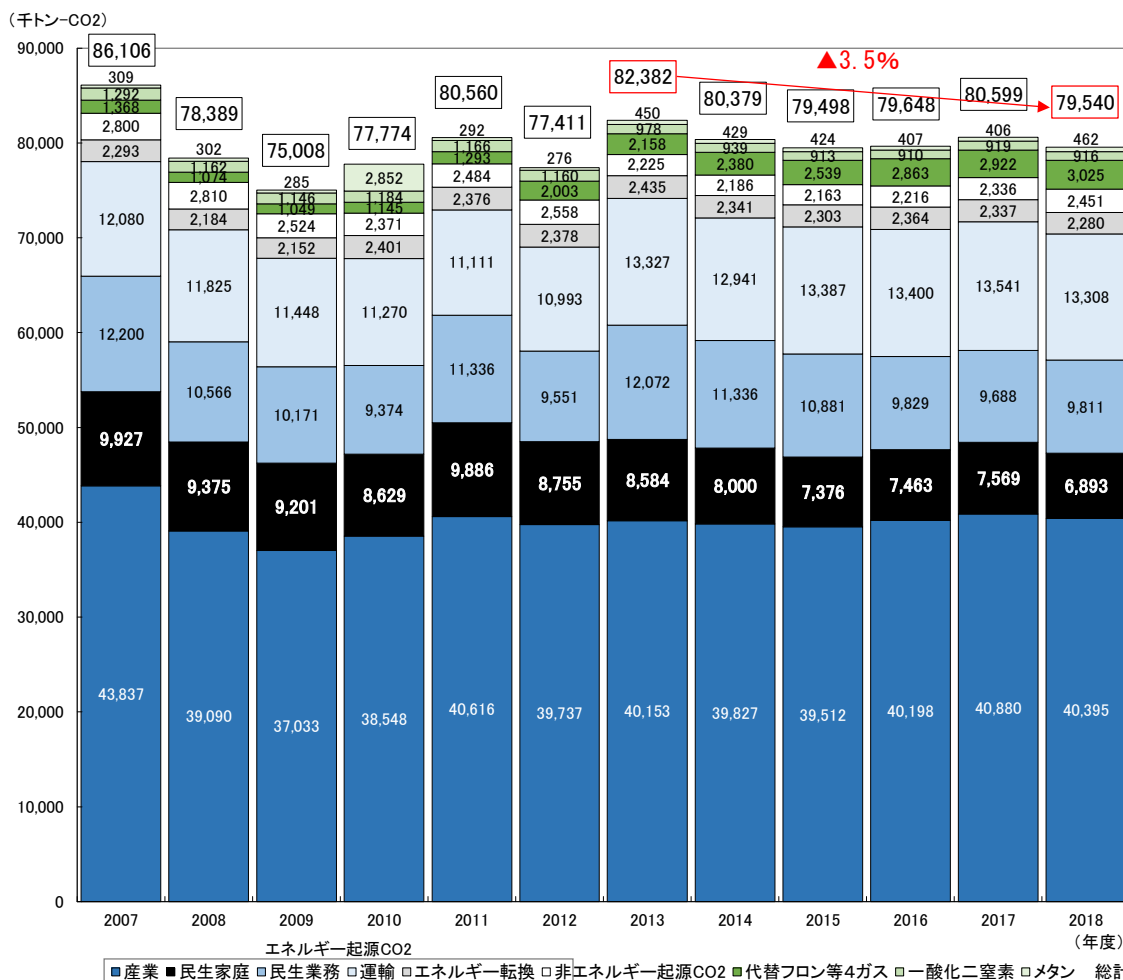
1 (2) カーボンニュートラルの実現に向けた取組の強化

2 我が国は、2020年に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を宣言し、これ
3 を踏まえ、関係省庁が連携して「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を
4 策定し、温室効果ガスの排出削減に向け、部門ごとの総合的な取組が推進されることとなり
5 ます。

6 また、2021年4月には、地球温暖化対策推進本部が、2030年度の温室効果ガス排出量を
7 2013年度（パリ協定の基準年度）と比べ46%削減するという目標を発表し、これまでの目標
8 である26%削減よりも大幅に目標が引き上げられました。

9 一方で、本県の温室効果ガス排出量の削減率は、2018年度で3.5%にとどまっており、2018
10 年に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030」の取組に加え、2021年7月に「あいちカー
11 ボンニュートラル戦略会議」を設置するなど取組を加速させています。こうした中、住宅の
12 省エネルギー性能の向上のための取組においても一層の強化が必要となっています。

13
14 図32 本県の温室効果ガス排出量の推移



15 ※エネルギー転換とは、輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する工程であり、
16 発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などが含まれる。

17 ※2013年度以降算定方法が変更されている。

18 ※代替フロン等4ガス：2012年度以前はハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類
19 （PFCs）及び六ふっ化硫黄（SF₆）の合計。2013年度以降はそれらに三ふっ化窒素（NF₃）が追加。

20 資料：愛知県環境局算定
21

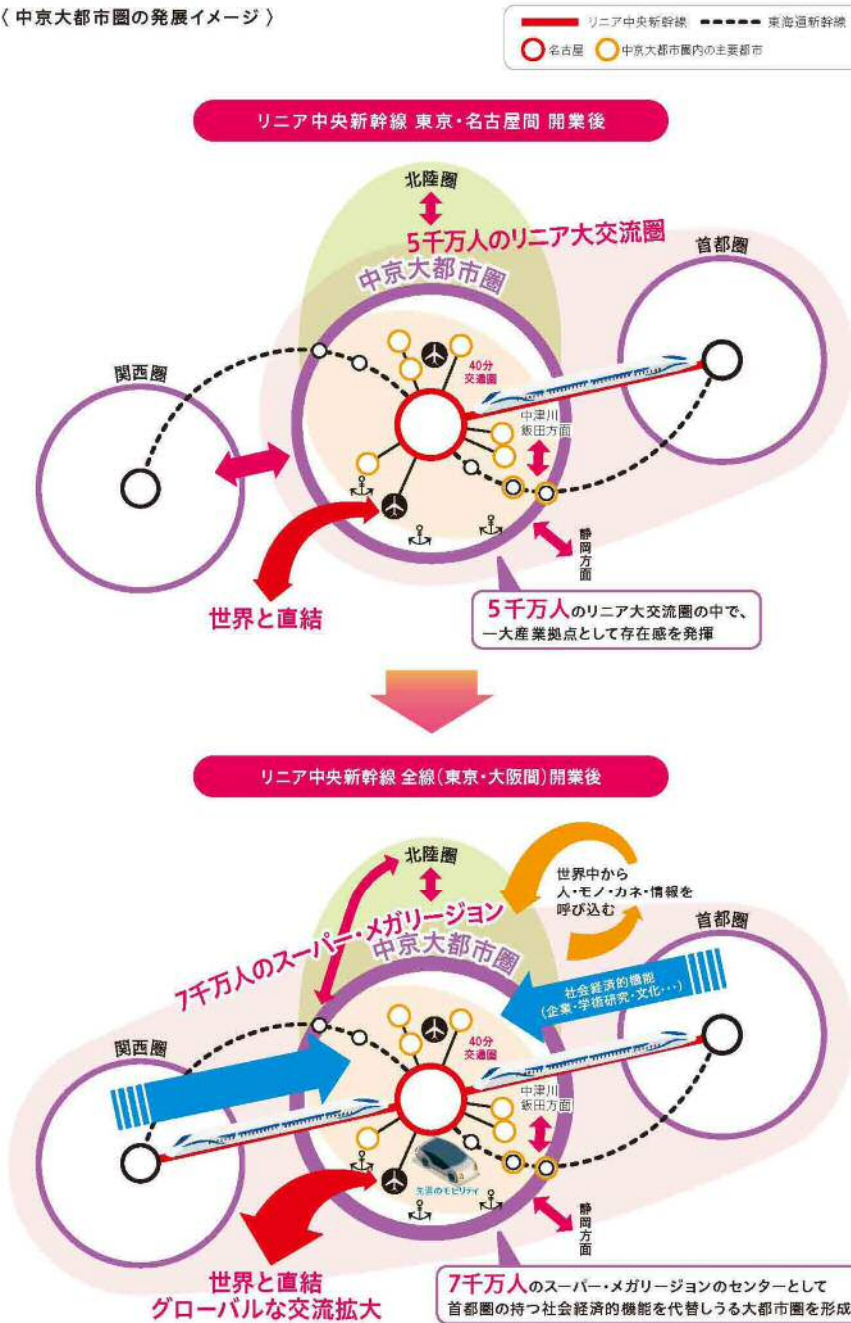
1 (3) スーパー・メガリージョンの形成

2 リニア中央新幹線の東京―名古屋間の開業、そして、大阪までの全線開業によって、首都
 3 圏、中京圏、関西圏の三大都市圏が約1時間で結ばれて一体化した、人口7千万人のスーパ
 4 ー・メガリージョンの形成が期待されており、三大都市圏の中心に位置する本県は、その地
 5 理的優位性を最大限に活かし、名実ともにスーパー・メガリージョンのセンターを担いうる
 6 大都市圏をめざしていく必要があります。

7

8 図33 中京大都市圏の発展イメージ

(中京大都市圏の発展イメージ)



9
10
11

1 (4) DX (デジタル・トランスフォーメーション) の推進・住生活産業の裾野の拡大

2 社会経済のDXが進展し、GIS技術を活用した住生活に関するサービスの提供や利便性
 3 の高い住まいの実現に向けた技術開発が進められています。本県では先進技術を持つ製造業
 4 の企業が多く立地しており、産官学の連携による、この地域からの技術発信が期待されます。

5 また、シェアリングやサブスクリプションによるサービスの住生活分野における展開や、
 6 高齢者の見守り、空き家を含めた住宅の維持管理、防犯・セキュリティ、エネルギー・マネ
 7 ジメントなど、ニーズの多様化に対応した住生活に関するサービスを提供する産業の裾野の
 8 広がりが予想されます。

10 図 34 本県における技術革新・DXに関する取組

ドローンによる配送	自動運転
<p>過疎地域の買い物弱者への支援や、緊急時の医療物資の輸送等を目的とし、ドローンの配送実験が豊田市・南知多町・新城市等で実施されています。</p>  <p>資料： 秋田魁新報社： https://www.sakigake.jp/news/article/20200916C00119/ 愛知県 HP：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/mujinhik_oujikken2020-chita.html</p>	<p>本県では全国に先駆け、将来の自動運転サービスの実現をめざし、実証実験の実施等に取り組んでいます。</p>  <p>小型バス車両 「ポンチョ」</p> <p>タクシー型車両 「ジャンボタクシー」</p> <p>カート</p> <p>アルマ</p> <p>資料：県 HP「2021 年度自動運転実証実験の実施について」 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jisedai/jidouten-jisshi-2021.html</p>

11

12

1 (5) 新しい住まい方

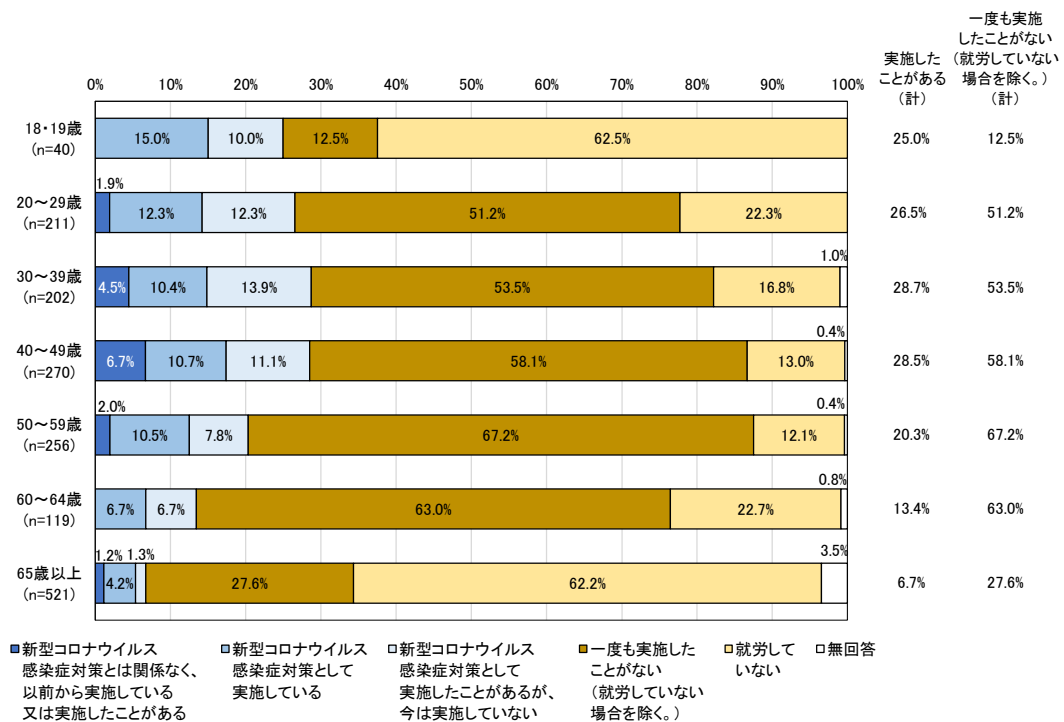
2 コロナ禍を契機として浸透したテレワークについて、本県では18～59歳の県民の2～3割
3 が実施したことがあるとされています。

4 テレワークなどの働き方の変化は、SDGsなど持続可能な社会を重視する動きと相まっ
5 て、テレワーク等を前提とした、自然豊かなゆとりある環境を求め生活の拠点を移す、二地
6 域居住のような新しい住まい方が広がることにより、今後、都市部のみならず県内の各地域
7 が、新たな居住地の選択肢として、県内外の人々に注目されていくことが期待されます。

8 また、テレワークや外出機会の減少で在宅時間が長くなった結果、改めて「快適な安心で
9 きる住まい」に対する関心が高まってきています。テレワークに対応した通信環境の整備や
10 ワークスペースの確保、感染症対策に対応した動線の確保など、住まいに対する新たなニー
11 ズが平面計画などにも影響していくことが予想されます。

12
13
14

図 35 県民のテレワークの実施状況（年齢別）



15
16
17
18

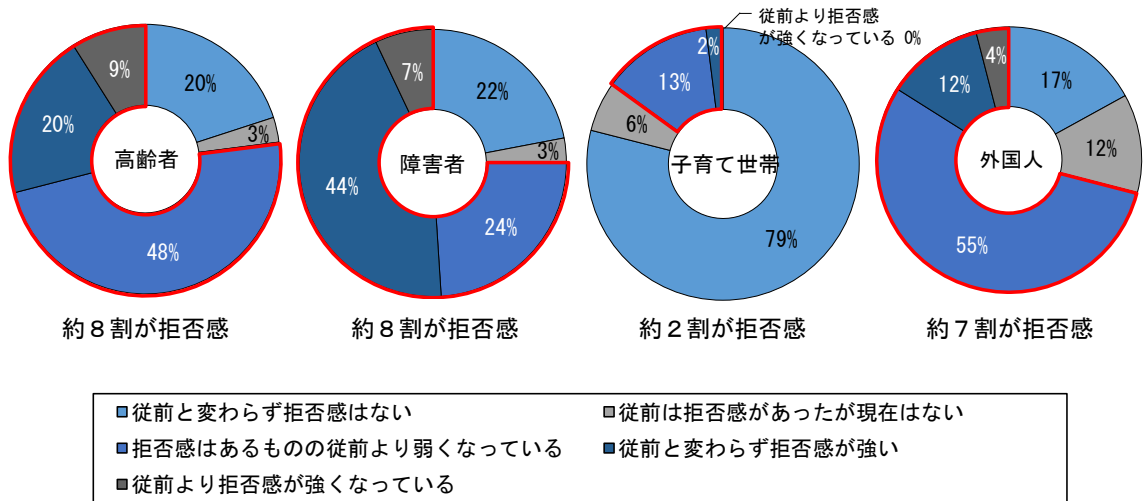
資料：愛知県「県政世論調査」(2020年度第2回)

1 (6) 増加する住宅確保要配慮者

2 世帯数に比して住宅数は量的に充足しているものの、民間賃貸住宅市場においては、家賃
3 の不払いや入居中の事故、他の入居者とのコミュニケーションなどに対する賃貸人の不安等
4 から、住宅確保要配慮者が入居を拒否される状況が見受けられます。本県では、近年、高齢
5 者、障害者、外国人等、住宅確保要配慮者の数は増加しており、入居・生活支援などの適切
6 な対応が求められています。

7

8 図 36 住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人の意識（全国）



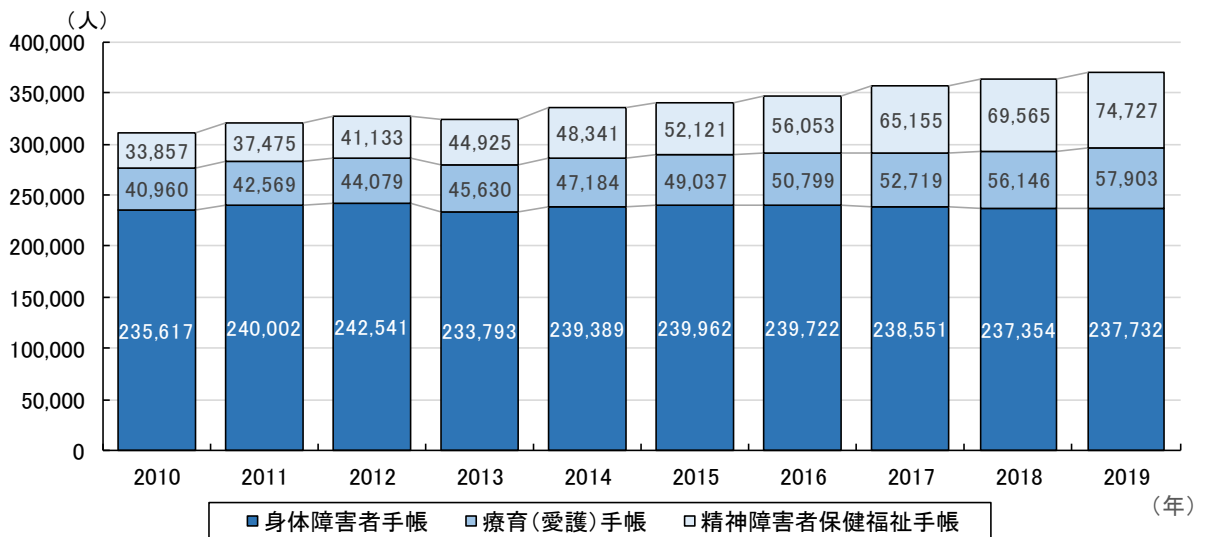
9

資料：2018 年度家賃債務保証業者の登録制度等に関する実態調査報告書
(公益財団法人日本賃貸住宅管理協会)

10

11

12 図 37 本県の障害者手帳取得者数



14

資料：愛知県統計年鑑（各年 4 月 1 日時点）
※障害者手帳取得者数には重複の可能性がある。

15

16

17

18

1 第3章 住まい・まちづくりのめざすべき将来像と基本的な方針

2 1. めざすべき、住まいとまちの将来像

3 計画の目標年次である10年後を見据え、これからの暮らし、住まい、まちの3つの視点から、めざすべき将来像を以下のとおり定めます。

6 (1) 自然環境・社会環境の変化に対応した暮らしの安全・安心確保の視点

7 **将来像①**

8 ~県民の誰もが、安全に命が守られ、安心して健やかに暮らしている~

- 9 ・南海トラフ地震、頻発・激甚化する自然災害、また、新型のウイルス感染症など県民の生活を脅かすリスクが高まる中であって、県民の生命や健康を守るため、住まいとまちの安全性を高め、危機に備えていくことをめざします。
- 10
- 11
- 12 ・人生100年時代、高齢者世帯の増加、世帯の少人数化、また、住宅確保要配慮者が増加する中において、全ての県民が、住みたい「住まい」、住みたい「まち」で、安心して健やかに暮らしていることをめざします。
- 13
- 14

15

16 (2) 良質な住宅の供給・健全な住宅の流通による住生活向上の視点

17 **将来像②**

18 ~県民が、良質で健全な住まいで暮らし、住み継いでいる~

- 19 ・カーボンニュートラルの実現が大きな課題となる中であって、地球環境への負荷が少ない、省エネルギー性能の高い良質な住まいの供給が一般的となり、また、それらが次の世代に住み継がれていくことをめざします。
- 20
- 21
- 22 ・住まい手の多様なニーズに応じた既存住宅への住み替えを活性化するため、耐震や温熱環境など基本的な性能を満たす健全な住まいが市場に広く流通していることをめざします。
- 23
- 24

25

26 (3) 住生活産業や関係団体との連携による居住環境・居住地性能の維持・向上の視点

27 **将来像③**

28 ~環境と調和し、スマートで魅力ある豊かなまちが形成されている~

- 29 ・まちの豊かさや住みやすさを向上させるため、住まいやまちのリノベーションや新技術を活用したサービスの提供を行う地域の住生活産業等が発展し、地域の担い手の活動が活性化していくことをめざします。
- 30
- 31
- 32 ・良好な管理のもと、地域の歴史・自然・文化などが環境と調和したまちの魅力を育み、将来にわたり維持するため、県民、地域団体、住宅関連事業者、公的団体、行政などの関係団体が同じ方向を向き、連携した取組を進めていくことをめざします。
- 33
- 34

35

1 2. 基本的な方針と8つの目標

2 住まい・まちづくりの基本的な方針として、3つのめざすべき将来像に対応した、以下の
3 3つを方針の柱とし、8つの目標を定めます。

4

5

■方針Ⅰ. 安全・安心で「『健やかな暮らし』をまもる」

目標1：危機に備え、命と健康が守られた安心な暮らしの確保
(1) 南海トラフ地震等の大規模地震への備え (2) 頻発・激甚化する自然災害や新型のウイルス感染症など多様化する危機への備え
目標2：子どもを安心して育て、子どもが健やかに育つ暮らしの環境づくり
(1) 子育て世帯や若者・子どもたちのライフ・ワークスタイル実現のための居住環境の形成 (2) 子育て世帯や若者・子どもたちの多様なニーズに応じた住まいの選択肢の提供と住教育の推進
目標3：高齢者の健康で安全・安心な暮らしの確保
(1) 高齢者が安心して暮らし続けられる居住環境の形成 (2) 高齢者が健康で安全・安心に住み続けられる住まいの確保
目標4：住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の確保
(1) 住宅確保要配慮者の住まいの確保と入居・生活支援の活性化 (2) 公営住宅の適切な供給と管理 (3) 公的賃貸住宅における多様な地域のニーズへの対応

6

7

■方針Ⅱ. 良質で健全な「『住まい』をすみつぐ」

目標5：カーボンニュートラルの実現に向けた住まいの質の向上
(1) 住宅・住宅地における省エネルギー性能等の向上 (2) 資産として継承できる良質な住まいの供給と適切な維持管理の促進
目標6：良好な維持管理、適切な評価による健全なストックの形成・循環
(1) リフォームや適切な評価等による既存住宅の循環の促進 (2) マンション管理の適正化と長寿命化・再生の促進

8

9

■方針Ⅲ. 魅力ある「『豊かなまち』をはぐくむ」

目標7：環境と調和した豊かなまちを育む地域産業の育成・支援
(1) 地域における住生活を取り巻く課題を解決する産業・市場の育成 (2) 地域材の活用の促進、地域の住宅産業の支援
目標8：地域特性に応じた魅力と住みやすさの維持・向上
(1) 住みやすく、住み続けられる住宅地の維持と再生の促進 (2) 空き家対策の推進 (3) 市町村や住民が主体となり進める地域の課題に対応した住まい・まちづくりの推進

1 第4章 住まい・まちづくりの基本的な方針に基づく施策の展開

2 ■方針Ⅰ. 安全・安心で「『健やかな暮らし』をまもる」

3 目標1：危機に備え、命と健康が守られた安心な暮らしの確保

4 (1) 南海トラフ地震等の大規模地震への備え

5 2018年に国の地震調査委員会において、この地域に甚大な影響を及ぼす南海トラフ地震の
6 30年以内の発生確率が70～80%と上方に見直されました。今後の大規模地震発生に備え、ま
7 ずは県民の生命を守るため、揺れに対して倒壊しない住宅であることが求められます。また、
8 大規模地震の発生による、密集市街地における火災や、津波災害警戒区域における浸水被害へ
9 の備え、被災者の住宅の迅速な確保のための方策の検討など、住まい・まちの防災・減災に向
10 けた取組を推進します。

11 ① 命を守る住宅等の耐震化・減災化の促進

12 〈住宅の耐震化の促進〉

- 13 ○ 1981年以前の旧耐震基準で建てられた耐震性が不十分な一戸建住宅、共同住宅の耐震化
14 を促進するため、無料の耐震診断の実施や、耐震改修工事、耐震性の確保されていない木
15 造住宅の除却を支援します。
- 16 ○ 耐震診断を耐震改修へつなぐため、「あいち耐震改修推進事業者」の養成・登録・PR等
17 による所有者と事業者をつなぐ取組や、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」にお
18 ける低価格耐震改修工法の開発・評価及びその普及を推進します。
- 19 ○ 住宅の耐震化を促進するため、所有者に限らず、その家族や親族も対象とした、耐震化
20 の重要性についての普及啓発を行うほか、耐震改修における税制優遇や、独立行政法人住
21 宅金融支援機構による耐震改修リフォーム融資、高齢者向けのリバースモーゲージ型融資
22 などについて、情報提供を行います。

23 〈減災化の促進〉

- 24 ○ 地震による被害を軽減するため、住宅の倒壊危険性を少しでも解消する段階的耐震改修
25 や、寝室等の一部だけを強固にする耐震シェルター等の設置に対する支援を行うほか、家
26 具固定相談窓口の設置、民間事業者やボランティア団体と連携したイベント等による家具
27 転倒防止の取組を推進します。
- 28 ○ 2次災害による住宅・人命の喪失を防ぐため、地震による火災発生を抑える感震ブレー
29 カーの普及や、避難時のブレイカー遮断等の啓発を図ります。
- 30 ○ ブロック塀等の倒壊による死傷者の発生及び道路の閉塞による避難や救護活動の支障
31 となることを防ぐため、市町村等と連携し、危険なブロック塀等の解消に向けた指導助言
32 等の取組を行うとともに、危険なブロック塀等の除却に対し支援します。

33

1 **〈高層建築物等における長周期地震動対策の周知〉**

- 2 ○ 本県の一部の地域が、超高層建築物等における長周期地震動対策を必要とする対象地域
3 に該当していることから、当地域内に所在する建築物所有者等に対し、超高層建築物等に
4 における長周期地震動対策の周知を図ります。

5 **② まちの減災化に係る取組体制等の充実**

- 6 ○ 「愛知県建築物地震対策推進協議会」や「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」
7 の取組を通じて、減災化に向けた発災前後の体制強化に関する以下の取組を推進します。
8 ・ 耐震診断のスムーズな実施や、耐震改修の実施促進に向けて、「愛知県木造住宅耐震診
9 断員」や「耐震化アドバイザー」、「あいち耐震改修推進事業者」等の人材育成を推進し
10 ます。
11 ・ 県及び市町村職員の耐震改修に関する意識啓発や知識、技術の向上のために、研修等
12 を開催します。
13 ・ 地域における取組体制の充実を図るため、耐震化・減災化の啓発・促進に取り組む活
14 動を支援するほか、市町村との連携による相談窓口の設置や、出前講座、耐震診断個別
15 訪問等の取組を推進します。
16 ○ 地域の防災力向上のため、密集市街地における建築物の耐震性・防火性の向上、空地の
17 確保、狭あい道路の解消などの取組を促進します。
18 ○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域における津波による浸水
19 区域と浸水深等の公表による、津波による浸水の危険度について、広く普及啓発を図りま
20 す。
21 ○ 「液状化ハザードマップ」における液状化危険度の高い地域や、宅地における液状化対
22 策方法に関する情報などについて、広く普及啓発を図ります。
23 ○ 大規模盛土造成地の存在を知らせ、防災意識の向上を図るため、大規模盛土造成地マッ
24 プの公表による情報提供を行います。
25 ○ 「愛知県建築安全安心マネジメント計画」に基づく建築確認検査の実効性の確保や、指
26 定確認検査機関等への指導・監督、違反建築物対策等、特定行政庁、建築関係団体等と協
27 力した啓発・指導・監督の取組を推進します。
28 ○ 地震後、余震等による建築物の倒壊や落下物、転倒物による二次災害を防止するため、
29 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の更なる登録促進と養成・フォロ
30 ーアップなどの取組の充実を図ります。

31
32 **③ 被災後の迅速な復旧・復興に向けた方策検討・取組の推進**

- 33 ○ 大規模災害発災後の被災した住宅の応急修理に係る体制整備等の取組を推進します。
34 ○ 被災後の応急的な住宅を迅速に確保するため、セーフティネット登録住宅を始めとした
35 既存の民間賃貸住宅ストックの活用を重視した、賃貸型応急住宅の円滑な提供のための体
36 制整備の検討を進めます。
37 ○ 地域により十分な民間賃貸住宅ストックが存在しない場合に備え、建設型応急住宅の迅
38 速な建設のため、協力団体や市町村と連携して、建設・管理マニュアルに基づく模擬訓練

1 の実施、建設候補地台帳作成などの取組の充実を図ります。

- 2 ○ 被災者の生活安定や、被災後の迅速な復旧・復興を図るため、復興体制の整備、被災者
3 生活再建・産業再建支援マニュアルの充実を図り、また自治体の事前復興方針及び事前復
4 興ビジョンの策定を推進します。

6 (2) 頻発・激甚化する自然災害や新型のウイルス感染症など多様化する危機への備え

7 近年、気候変動に伴い台風の大型化や局地的な豪雨が頻発し、大規模地震への対策に限ら
8 ず、住まいの浸水や土砂災害への対策も重要な課題となっており、住まい・まちづくりの分
9 野においても、地域防災計画等を踏まえ、防災の関係各署と連携した取組を推進します。

10 さらに、感染症や住宅侵入盗などの犯罪への備えなど、多様化する危機へ備えた住まい・
11 まちづくりを推進します。

12 ① 豪雨による浸水被害・土砂災害の危険がある地区への対応

- 13 ○ 住まい手自身が、生活する地域の浸水や、高潮、土砂崩れなどの災害リスクを日ごろか
14 ら把握することで、災害発生時に自ら身を守る行動ができるように、市町村が提供する浸
15 水被害・土砂災害ハザードマップ等による適切な情報提供を行います。
- 16 ○ 建築基準法に基づく災害危険区域、水防法に基づく浸水想定区域のうち一定の区域、土
17 砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域など、災害リスクの高い地区における住まいの安
18 全対策を推進するため、開発許可の的確な運用を図ります。
- 19 ○ 土砂災害の発生による住宅被害を防止するため、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域
20 における、住宅改修や安全な地域への移転を支援することにより、安全対策を促進します。
- 21 ○ 災害リスクの高い地区において、それぞれの区域の警戒避難態勢の状況等を勘案した上
22 で、より安全な諸機能や居住の誘導を図るため、市町村における立地適正化計画の作成を
23 支援します。
- 24 ○ 共同住宅における電気設備の浸水対策を促進するため、「建築物における電気設備の浸水
25 対策ガイドライン」（国土交通省建築指導課）による普及啓発を図ります。
- 26 ○ 地域団体等が取り組む、水害や土砂災害などと向き合う主体的な地域・体制づくりの活
27 動を支援します。

28 ② 感染症や猛暑など住環境の対応

- 29 ○ 非接触技術による住設機器の普及促進や、暮らしにおける「まめな手指消毒」、換気設備
30 の適切な運転及び窓の開閉による室内の「こめまな換気」など、住まいの感染症対策につ
31 いて周知を図ります。
- 32 ○ 非接触型の環境整備を推進するため、テレワーク、テレラーニングに対応した住宅内の
33 情報通信設備や空間確保の普及促進や、地域内のシェアオフィス、コワーキングスペース
34 の活用事例の周知を図ります。
- 35 ○ デジタル化による非接触型の対応を進めるため、住まいに関する講演会等のオンライン
36 での実施や各種行政手続きなどのデジタル化の実現に向けた検討を進めます。
- 37 ○ 猛暑による熱中症や冬のヒートショックなどの住宅内の事故を予防するため、住戸内の
38 適切な温熱環境を確保することの重要性や断熱改修のポイントなどについて周知を図りま

1 す。

2 ③ 人にやさしい街づくりの推進

- 3 ○ 安心して気軽に出かけられるまちづくりを推進するため、「人にやさしい街づくりの推進
4 に関する条例」に基づき、道路や公園などの歩行空間のバリアフリー化を進めるとともに、
5 多数の人の利用が見込まれる施設に対する届出制度等の的確な運用や望ましい整備指針の
6 普及啓発を図ります。
- 7 ○ 地域セミナーの開催や県の出前講座の実施により、人にやさしい街づくりに対する意識
8 啓発や人材育成を図ります。

9 ④ 防犯性の高い住まい・まちづくりの促進

- 10 ○ 一戸建住宅やマンションなどの共同住宅における防犯性能向上を図るため、防犯住宅認
11 定制度や防犯優良マンション認定制度の周知を図ります。
- 12 ○ 「愛知県安全なまちづくり条例」に基づく防犯上の指針に適合した、犯罪の防止に配慮
13 した安全・安心なまちづくりを推進します。

14

15

<成果指標>

指標	現状値	目標値
住宅の耐震性確保 新耐震基準（昭和 56 年基準）と同程度以上の耐震性を有する住宅ス トックの比率	約 91% (2020 年)	耐震性を有し ない住宅スト ックを概ね解 消 (2030 年)
災害時の円滑な復旧に向けた取組 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定の締結団体数	13 団体 (2020 年)	増加 (2025 年)
浸水対策に取り組む市町村の割合 浸水想定区域を有する市町村に対する、地域防災計画等に基づきハー ド・ソフト合わせて住まいの浸水対策に取り組む市町村の割合	—	50% (2025 年)

16

1 目標2：子どもを安心して育て、子どもが健やかに育つ暮らしの環境づくり

2 (1) 子育て世帯や若者・子どもたちのライフ・ワークスタイル実現のための居住環境の形成

3 本県の人口は、2030年頃をピークに減少に転じると予測される中、大学卒業後の女性を始めとした若い女性の東京圏への転出超過が課題となっていることを踏まえ、若い世代の希望
4 に沿うライフ・ワークスタイルの実現など、魅力ある居住環境づくりが今後重要になると考
5 えられます。
6

7 そのため、大都市圏でありながら豊かな自然環境が近接し広い住宅や敷地が確保されていること、
8 長期優良住宅等の良質な住宅ストックが充実していることなど、住みやすい環境が
9 整っている本県の強みを活かし、子育て世帯や若者・子どもたちなど、若い世代から選ばれ
10 る住まい・まちづくりを推進します。

11 ① 多様なライフ・ワークスタイルが実現できる居住環境づくり

12 ○ 大切な時間をより有効に活用するため、テレワークやテレラーニングに対応した住宅の
13 リフォームや、地域のシェアオフィス、コワーキングスペースを活用したテレワークなど
14 の周知を図り、職住近接を促進します。

15 ○ 遊休施設や低未利用地の利活用や、住宅・施設の更新・建替・リノベーション等の機会
16 を活用し、多様な活動の場やサービスの創出を促進するため、市町村・住宅関連事業者・
17 地域団体等向けに事例等の情報提供を行います。

18 ○ 地域の子育て支援に関するニーズを踏まえた「子育て支援に配慮した県営住宅施設整備
19 指針」(愛知県公営住宅課)に基づき、県営住宅内の集会所を子どもたちの安全な遊び場や、
20 地域に親しまれる開かれた場所となることに向けて整備を推進します。

21 ② 自然・ゆとり・利便性などを活かした「自分らしい暮らし」の実現支援と情報発信

22 ○ 自然環境と都市部が近接するゆとりある住環境や、先端技術を有する産業が県内に数多
23 く立地することなど、職と住が近接した「愛知の住みやすさ」の向上と効果的な発信を推
24 進します。

25 ○ 愛知ゆとりある住まい推進協議会が実施する「すまいる愛知住宅賞」を通じて、人や地
26 域にゆとりと安らぎを与えるような優しい空間づくりを提案した工夫がなされた住まいの
27 情報提供を行います。
28

29 (2) 子育て世帯や若者・子どもたちの多様なニーズに応じた住まいの選択肢の提供と住教育の 30 推進

31 子育て世帯や若者・子どもたちの住まいに関するニーズは、近年の、共働き世帯の増加や
32 新しい生活様式の普及などにより、今後益々多様化していくことが見込まれています。

33 そのため、それぞれのライフステージや価値観に合わせた良質な住まいがオンデマンドに
34 提供されることに資する取組や、より良い住まいと暮らしを選択するため一人一人が考え理
35 解を深める「住教育」に関する取組を推進します。

36 ① 子育て世帯や若者・子どもたちのニーズに応じた住宅の供給促進

37 ○ 子育て世帯が民間賃貸住宅への入居を希望する場合に円滑に入居できるよう、子育て世
38 帯向けのセーフティネット住宅等の登録を促進します。

39 ○ 通勤・通学時間の短縮や生活の利便性などを重視する子育て世帯や若者のニーズに対応

1 するため、「駅近」など利便性の高い中心市街地における再開発等による良質な住宅の供給
2 を促進します。

- 3 ○ 防犯性、遮音性、断熱性等などの居住性能が高い良質な住宅の供給を促進します。

4 ② **三世帯同居・近居や子育て重視の住まいづくりの支援**

5 ○ 子どもが学び育つ環境を重視した住まいづくりを促進するため、「子育て世帯に適した住
6 宅・住環境ガイドライン」（愛知県）の周知を図ります。

7 ○ 三世帯同居・近居など子育て世帯にとって魅力ある住まいの確保のため、市町村が取り
8 組む、移住・定住促進のための三世帯同居・近居や子育て世帯向け支援策等の情報提供の
9 ほか、都市再生機構や住宅金融支援機構などが取り組む三世帯同居・近居を支援する優先
10 入居制度の周知を図ります。

11 ○ 若年・子育て世帯の県内での住宅取得の促進のため、ニーズに応じた住まいの選択が可
12 能となるよう、住まいに関する様々な相談窓口の周知を図ります。

13 ③ **子育て世帯を対象とした公的賃貸住宅等への入居支援**

14 ○ 子育て世帯等が、セーフティネット登録住宅等へ円滑に入居できるよう、相談体制の整
15 備を図ります。

16 ○ 家族構成や収入等の世帯の状況に応じた住宅を確保ができるよう、県営住宅や公的賃貸
17 住宅における子育て世帯などの優先入居制度の周知を図ります。

18 ④ **住教育の推進**

19 ○ 地域自治会やこども会等の団体等を対象とした県政お届け講座等の実施により、地震に
20 強い住まいづくり、地球にやさしい住まいや、人にやさしい街などに関する住教育を推進
21 します。

22 ○ 子どもたちの住まいやまちづくりについて考える機会としての絵画コンテストの実施を
23 通じて、住まい・まちに関する意識啓発を図ります。

24 ○ 愛知ゆとりある住まい推進協議会が実施する、一般県民向けの「ゆとりある住まい講演
25 会」や、ゆとりある住まいを表彰する「すまいる愛知住宅賞」などの取組を通じて、豊か
26 なる住生活に対する住まい手の意識啓発を図ります。

27 ○ 住生活月間における住情報冊子の作成・配布や、全国でのイベントや取組の周知を図り、
28 住教育を推進します。

29
30 <成果指標>

指標	現状値	目標値
子育て世帯への良質な住まいの供給 民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住 宅の割合	4.8% (2018年)	20% (2030年)
子育て世帯の住宅等に対する満足率 子育て世帯の住宅及び居住環境に対する総合的な評価に関する「満 足」の割合	29.0% (2018年)	35% (2030年)

31

1 目標3：高齢者の健康で安全・安心な暮らしの確保

2 (1) 高齢者が安心して暮らし続けられる居住環境の形成

3 本県の65歳以上の老年人口割合は、2040年には3割を超えると推計される中、高齢者が
4 安心して自分らしい暮らしを続けられることが重要になります。

5 そのため、地域包括ケアシステムの構築による生活支援や介護サービスの提供など、高齢
6 者が住まい方を柔軟に選択でき、健康で安全・安心の暮らしが確保できるような支援につい
7 て福祉関係部署と連携して取り組みます。

8 ① 高齢者の身体機能や認知機能等の状況に応じた住まい方の選択支援

9 ○ 高齢者の身体機能や認知機能等の状況に応じた多様な住まい方のニーズに対応するため、
10 高齢者向け住まいや見守り等サービスに関する情報提供の充実を図ります。

11 ○ 高齢者の状況や目的に合った住まい方の選択を支援するため、高齢者の住宅資産を活用
12 した住替支援事業や、住宅金融支援機構等との連携による高齢者向けリバースモーゲージ
13 型融資制度などの活用の周知を図ります。

14 ② 高齢者の地域での暮らしを支える仕組みづくり

15 ○ 高齢者が民間賃貸住宅入居を希望する場合には、円滑な入居ができるよう高齢者の入居
16 支援や見守りなど居住支援法人による入居者と賃貸人双方の不安を解消する居住支援の取
17 組を促進します。

18 ○ 要介護・要支援となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、
19 地域包括ケアシステムの構築を着実に推進します。

21 (2) 高齢者が健康で安全・安心に住み続けられる住まいの確保

22 「人生100年時代」といわれる現代は、50歳を過ぎて折り返しです。しかしながら高齢
23 期に入り、体力が低下すると、住宅内での転落・転倒や熱中症、浴室でのヒートショックな
24 どの事故の発生リスクが高まります。

25 そのため、高齢者向け住宅の供給促進や、バリアフリー化、温熱環境向上のための断熱化
26 リフォーム促進など、高齢者が健康で安全・安心に住み続けられる住まいの確保に資する取
27 組を推進します。

28 ① 見守りなどが必要な高齢者向け住宅等の供給促進と適正な管理

29 ○ 高齢者向け住宅の供給を促すため、サービス付き高齢者向け住宅の供給に関する補助制
30 度や税制優遇等の周知を図るとともに、生活利便性、地域の医療・介護サービスとの連携
31 や市町村立地適正化計画などの観点を踏まえた適正な立地での供給を働きかけます。

32 ○ サービス付き高齢者向け住宅の事業者に対し、登録事項の状況を把握するための定期報
33 告や、建築物の構造・設備の状況等を確認するための立入検査などの実施による施設の適
34 正な運営を促進します。

35 ○ 比較的低廉な家賃が期待できる、既存共同住宅等の有効活用による改修型サービス付き
36 高齢者向け住宅や、多世代間の交流が広がることを期待できる分散型サービス付き高齢者
37 向け住宅の供給を促進するため、事業者等への情報提供を行います。

- 1 ○ 市町村の福祉部局と連携したシルバーハウジングの供給を促進します。
- 2 ○ I o T技術等を活用した、高齢者の健康管理や遠隔地からの見守りなどのサービスの普
- 3 及促進を図ります。
- 4 ○ 福祉施策との連携のもとに、賃貸住宅に入居する高齢者等の賃貸人や管理会社等による
- 5 入居中の見守りを促進します。

6 ② **高齢期における身体機能の低下等に備えた住まいの改修等の促進**

- 7 ○ 高齢期も住み慣れた住宅で住み続けたいというニーズに対応するため、「高齢期の健康で
- 8 快適な暮らしのための住まいの改修のガイドライン」((一社) 高齢者住宅協会) の活用な
- 9 どもにより、プレシニア・アクティブシニアを対象とした早めの住宅改修の意識啓発を図り
- 10 ます。
- 11 ○ 市町村における住宅リフォーム相談窓口の設置や、住まい手サポーター制度、住まいの
- 12 ダイアルの普及など、リフォームに関する相談体制の充実を図ります。
- 13 ○ 住宅のバリアフリー化や断熱化を促進するため、リフォームにおける補助制度や税制優
- 14 遇等の支援制度及び優秀なリフォーム事例の周知を図ります。
- 15 ○ 公的賃貸住宅ストックについて、共用部におけるエレベーターの設置や住戸内の段差の
- 16 解消などのバリアフリー化に関する取組を推進します。

17 <成果指標>

指標	現状値	目標値
高齢者向け住宅の供給 高齢者人口に対する見守りなどが必要な高齢者向け住宅の割合	2.6% (2020年)	4% (2030年)
高齢者にやさしい住宅の整備 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合※	14.7% (2018年)	25% (2030年)

19 ※総務省統計局所管の『住宅・土地統計調査』の調査票情報を利用して独自に集計

20

1 目標 4 : 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の確保

2 (1) 住宅確保要配慮者の住まいの確保と入居・生活支援の活性化

3 本県では、高齢者、低額所得者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の数の増加が今後
4 も見込まれる中、公営住宅の供給・活用に合わせて、セーフティネット登録住宅の確保と居
5 住支援業務の促進を図ることが重要であり、また、居住支援業務においては、公正かつ適確
6 な実施の確保や、住宅・福祉・再犯防止等の関係各署との連携も重要になります。

7 そのため、居住支援法人に対する指導監督の適切な実施や、居住支援業務実施における居
8 住支援法人と福祉、再犯防止機関等との連携を促進することにより、一層の住宅確保要配慮
9 者の居住の安定確保を図ります。

10 ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進・入居支援

11 ○ セーフティネット登録住宅等の県内全域での供給を促進するため、市町村や居住支援に
12 取り組む団体、不動産関係団体等による研修会等を通じて、賃貸人に対する登録制度等の
13 周知及び情報提供を行います。

14 ○ 住宅確保要配慮者がセーフティネット登録住宅を始めとする民間賃貸住宅入居する場合
15 に、円滑に入居できるように居住支援法人による入居者と賃貸人双方の不安を解消する居
16 住支援の取組を促進します。

17 ② 居住支援法人の指導監督、育成と連携の促進

18 ○ 居住支援法人における支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため、居住支援法人の
19 適正な指定や事業認可等のほか、必要に応じて、居住支援法人に対する命令、報告徴収及
20 び事務所への立入検査等を実施します。

21 ○ 居住支援法人の指定及び居住支援協議会への積極的な参画を促すため、不動産事業者や、
22 社会福祉法人、NPO法人等を対象にしたシンポジウム等の実施を促進します。

23 ○ 地域での幅広い居住支援の担い手確保や、市町村の福祉部局等と連携した、福祉団体・
24 地域の関係事業者等の居住支援法人の指定促進を図ります。

25 ○ 居住支援協議会において居住支援法人の育成や、居住支援法人相互の連携を促進します。

26 ③ 地域の状況を踏まえた市町村における取組支援

27 ○ 地域の住宅ストックや住宅確保要配慮者の状況を踏まえた、きめ細かい支援を可能とす
28 るため、市町村賃貸住宅供給促進計画の作成による、セーフティネット登録住宅の登録基準
29 の緩和や住宅確保要配慮者の範囲の追加等の適切な運用を促進します。

30 ○ 住宅確保要配慮者に対する、きめ細かい居住支援を行うため、比較的人口規模の大きな
31 市の居住支援協議会の設立の促進や、先行する市町村の事例等の情報提供を行います。

32 (2) 公営住宅の適切な供給と管理

34 公営住宅においては、ストックの高経年化や居住者の高齢化が進む中、今後も住宅セーフ
35 ティネットの中核としての役割を担うため、適切な供給と管理が重要になります。

36 そのため、供給に関しては、PFI手法の導入などを含め、計画的な建替・改善を推進す

るとともに、管理に関しては、適切に実施するほか、目的外使用を活用し、福祉施策と連携した孤立・孤独対策への取組など柔軟に行ないます。

① **民間活力の導入を含めた計画的な公営住宅の建替や改善**

○ 県営住宅については、愛知県営住宅等長寿命化計画に基づき、民間事業者の様々なノウハウや技術を活用するPFI手法による、公営住宅の効率的・効果的な建替・改善などを推進します。

○ 公営住宅の建替えにあたっては、高齢者世帯の増加など近年の世帯構成の変化を踏まえつつ、将来にわたって使い続けることも考慮した住戸タイプの検討など、地域の実情に応じた事業を推進します。

○ 県及び公営住宅整備関連市町村が主体となり策定する「愛知県地域住宅計画」により、公営住宅の計画的な整備・改善を推進します。

② **公営住宅の管理の適正化・入居実態等に応じた柔軟な管理**

○ 所得が上昇するなどして入居条件を満たさなくなった入居者への退去の要求等、適切な管理を推進します。

○ 県営住宅について、入居者の高齢化や外国人入居者の増加等により、共益費の徴収が困難となっている自治会については、県が直接行うことにより適切な維持管理を推進します。

○ 県営住宅の目的外使用による、グループホームや生活困窮者自立支援等と連携した一時的な住宅の確保への活用など、県、市の福祉部局と連携した取組を進めるとともに、市町村に対して、公営住宅における目的外使用などの取組の情報提供を行います。

(3) **公的賃貸住宅における多様な地域のニーズへの対応**

社会情勢の変化による地域コミュニティの希薄化や、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う人と人との交流機会の減少により、孤独・孤立問題が深刻化し生活に不安を感じる住宅確保要配慮者等が増加すると見込まれる中、地域での支えあい、暮らしの安心確保が重要になります。

そのため、公的賃貸住宅においては、居住者等の孤独・孤立を防ぐため、建替等の際の地域の課題に対応した施設等の整備や、空き住戸等を活用した多世代交流の場づくりなど、地域の実情に応じ多様なニーズに対応した取組を促進します。

① **多様な世帯を対象とした公的賃貸住宅の供給促進**

○ 愛知県地域住宅協議会を通じて、県、市町村、都市再生機構及び地方住宅供給公社等、公的賃貸住宅の運営主体等の連携を強化し、地域の実情に応じた多様な住宅確保要配慮者向けの住宅の供給を促進します。

○ 多世代の交流を実現するためのミクストコミュニティ形成などによる公的賃貸住宅や周辺地域の活性化を促進するため、多様な世帯の優先入居に関する取組を促進します。

② **公的賃貸住宅用地の活用による地域課題に対応した施設等の導入**

○ 県営住宅の建替に伴い生じる余剰地の活用にあたり、PFI手法を導入した建替事業による地域課題に対応した社会福祉施設等の整備を促進します。

- 1 ○ 多様な地域課題に対応するため、公的賃貸住宅の空き住戸等の活用や、建替の機会にあ
 2 わせた地域拠点施設の整備を促進します。
- 3 ○ 公的賃貸住宅団地内の集会所等の地域のコミュニティを活性化する場としての活用を促
 4 進します。

5

6 <成果指標>

指標	現状値	目標値
市町村居住支援協議会の設立促進 居住支援協議会を設立した市町村の人口カバー率	37.7% (2020年)	55% (2030年)
公営住宅の適切な供給 計画期間中の公営住宅募集戸数	29,819戸 (2016~2020年)	5.6万戸 (2021~2030年)

7

1 II. 良質で健全な「『住まい』をすみつぐ」

2 目標5：カーボンニュートラルの実現に向けた住まいの質の向上

3 (1) 住宅・住宅地における省エネルギー性能等の向上

4 カーボンニュートラルの実現に向け、省エネ基準適合住宅などの省エネルギー性能の高い
5 住宅の供給が一般的になることで、性能を満たさないストックに置き換わり、質の高いスト
6 ックが形成されていくことが重要になります。

7 また、本県では、2021年10月に愛知県木材利用促進条例が制定され、建築物等における
8 木材の利用の促進を図ることとしております。

9 そのため、住まい・まちづくりの分野では、省エネルギー性能が高い、Z E H、L C C M
10 住宅、省エネ基準適合住宅等の供給や、住宅建設における木材利用を促進する取組を推進し
11 ます。

12 ① 住宅・住宅地における省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギーの導入促進

13 ○ 建築物省エネ法に基づく新築住宅の省エネ計画の届出義務や建築主への説明義務の確実
14 な実施に向けた周知など、的確な運用による省エネ基準適合住宅やZ E H、L C C M住宅
15 などの普及促進を図ります。

16 ○ 住宅・建築物分野における環境共生の取組を推進するため、C A S B E E あいちによる
17 金利優遇等のメリットの周知など環境に配慮した住宅・建築物の整備を促進します。

18 ○ 住まいにおける省エネ・創エネ・蓄エネをより一層進めるため、住宅用太陽光発電施設、
19 H E M S、燃料電池、蓄電池等の、住宅用地球温暖化対策設備の導入を促進します。

20 ○ 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定制度の普及促進のため、
21 市町村における低炭素まちづくり計画の作成等を支援します。

22 ○ カーボンニュートラル実現に向けた動きを加速するため、住宅における省エネルギー性
23 能向上等に資する、幅広い事業・企画アイデアを募集し、事業化に向けた検討を行います。

24 ② 省エネルギー性能の高い住宅普及に向けた県民・事業者の意識啓発

25 ○ C A S B E E あいちの計画書の公表やB E L S（省エネ性能表示制度）の普及促進によ
26 る環境性能の可視化を進め、住宅・建築分野における環境共生の取組を推進します。

27 ○ 「あいちエコ住宅ガイドライン」（愛知県）の見直しにより、住まいの省エネ・省資源・
28 地域材利用などのメリットなどの最新の知見について周知します。

29 ○ 中小住宅生産者等に対し、省エネルギー性能の向上等に関する新たな法規制等の周知に
30 による制度の適切な運用を図ります。

31 ③ 炭素貯蔵効果の高い木材利用や建設資材の循環利用の促進

32 ○ 県営住宅の集会所等の建設等における木造化、木質化を推進します。

33 ○ 愛知ゆとりある住まい推進協議会が実施する住情報イベント等を通じて、木材の利用促
34 進に向けた普及啓発を図ります。

35 ○ 低層住宅や中高層建築物等における木造・木質化の普及とこれらを担う技術者を育成し

- 1 ます。
- 2 ○ 「あいち木づかい表彰」により、あいち認証材を積極的に利用し、木の良さを実感でき、
- 3 PR効果の高い建築物等を表彰し、県産木材の利用促進を図ります。
- 4 ○ 建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するため、建設リサイクル法
- 5 に基づく建設資材の再資源化への取組を推進します。
- 6 ○ 公共賃貸住宅の建設等における、愛知県リサイクル資材評価制度に基づく「あいくる材」
- 7 の活用を促進します。

8

9 (2) 資産として継承できる良質な住まいの供給と適切な維持管理の促進

10 住まいが長期にわたり良好なストックとして維持され、それを将来世代が引継ぎ、住み継

11 ぐことは、地球環境負荷の低減を図るうえで重要になります。

12 そのため、長期優良住宅認定制度の普及などによる住宅の質の向上や適切な維持管理に関

13 する情報提供等、良質な住宅の供給及び長期にわたり良好な状態で使用されることの普及啓

14 発に資する取組を推進します。

15 ① 認定長期優良住宅の一層の普及

- 16 ○ 新築一戸建住宅における長期優良住宅認定制度の普及に向け、中小住宅生産者等に対し、
- 17 認定基準や申請手続等の情報提供を行います。
- 18 ○ 既存一戸建住宅における長期優良住宅認定制度の普及を促進するため、中小住宅生産者
- 19 等に対し、認定基準や申請手続等の情報提供を行います。
- 20 ○ 共同住宅における長期優良住宅制度の普及を促進するため、事業者向けに認定基準等の
- 21 周知を図ります。
- 22 ○ 長期優良住宅の普及を促進するため、広く一般県民向けに、補助制度や税制優遇等の支
- 23 援制度に関するメリットの周知を図ります。

24 ② 良質な住宅の適切な維持管理に関する情報提供と意識啓発

- 25 ○ 「長期優良住宅維持保全マニュアル」(愛知県)等の活用により、住宅ストックの維持管
- 26 理に関する住まい手の意識啓発等を図るための取組を推進します。
- 27 ○ 住宅関係事業者や一般県民向けに、住まいの修繕や維持管理に関する記録の作成や、住
- 28 宅履歴情報サービスの情報提供などを行い、住宅履歴情報の重要性について周知を図りま
- 29 す。

30

31 <成果指標>

指標	現状値	目標値
環境に配慮した住宅・建築物の整備 建築物環境配慮計画書が提出された住宅・建築物のうち、S,Aランク の住宅・建築物の割合	17.4% (2016~2020年)	25% (2030年)
良質な住まいの供給 住宅ストックに対する認定長期優良住宅のストックの割合	4.7% (2020年)	10% (2030年)

1 目標6：良好な維持管理、適切な評価による健全なストックの形成・循環

2 (1) リフォームや適切な評価等による既存住宅の循環の促進

3 県民の価値観の多様化や変化に対応した豊かな住生活の実現に向けて、耐震性や断熱性、高
4 齢者等への配慮等、一定の居住性能を満たした健全な既存ストックの市場の確保が重要にな
5 ります。

6 そのため、既存ストックの居住性能向上や、健全な空き家の利活用に資するリフォーム、
7 インспекションの実施による適切な評価がなされた良質なストック循環などの取組を促進
8 します。

9 ① 適切なリフォームの実施による健全なストックの形成

10 ○ 市町村担当者向けの講習会の実施を通じて、市町村における住宅リフォーム相談窓口等
11 の設置を促進します。

12 ○ 市町村における住宅リフォーム相談窓口や、住まい手サポーター制度、住まいるダイヤ
13 ルなどのリフォームに関する相談体制の周知を図ります。

14 ○ 居住性能の高い良質な住宅へのリフォームを促進するため、既存住宅における長期優良
15 住宅化リフォームに係る補助制度などの支援制度について周知を図ります。

16 ② 適切な評価の促進等による既存住宅市場の活性化

17 ○ 健全な空き家などの既存住宅において、必要な情報が十分提供され安心して購入できる
18 市場を確保し流通を促進するため、既存住宅インспекション制度や安心R住宅制度の周
19 知を図ります。

20 ○ 住宅の適正評価に向けた維持向上・評価・流通・金融などの一体的な取組等に係る補助
21 制度、金利優遇等の周知を図ります。

22 ○ 空き家改修のための補助制度や空き家流通のための空き家バンクなど、市町村における
23 健全な空き家の活用に向けた取組を支援します。

25 (2) マンション管理の適正化と長寿命化・再生の促進

26 本県においては、近年都市部を中心にマンションの供給が進み、今後、高経年ストックの
27 増加も見込まれます。マンションにおいても一戸建住宅と同様に、適正な維持管理を施すこ
28 とにより、将来にわたり良質で健全なストックであり続けられ、住み続けたい、住み替えたい
29 という県民のニーズに応える受け皿になることが期待されています。

30 そのため、改正マンション管理適正化法等の適切な運用等により、管理組合におけるマン
31 ション管理の適正化や、大規模修繕の適切な実施によるマンションの長寿命化に資する取組
32 を促進します。

33 ① マンションの適正な管理の促進

34 ○ マンション管理適正化法に基づく、マンション管理適正化推進計画の策定や、マンショ
35 ン管理に関する助言、指導の適正な実施などマンション管理の適正化に向けた取組を推進
36 します。

37 ○ マンション管理セミナーの開催や相談窓口の設置等を行い、居住者・所有者に対するマ

1 ンション管理の意識啓発を図ります。
 2 ○ マンション管理組合による適正な管理を促進するため、マンション管理士等の専門家の
 3 活用促進に向けた周知を図ります。

4 ② **マンションの長寿命化や再生の促進**

- 5 ○ マンション管理推進協議会等における専門家によるアドバイスの実施及びマンション建
 6 替円滑化法に基づくマンション敷地売却制度を活用など、マンション再生に関する管理組
 7 合等への支援の実施により、高経年マンション等における大規模修繕や再生を促進します。
 8 ○ マンションリフォームマネジャー等の活用により、住まい手への適切な情報発信を行い
 9 マンションリフォームに関する意識啓発を図ります。
 10 ○ 安全性に問題のある高経年マンションの円滑な建替を促進するため、耐震性が不足して
 11 いるマンションなどの除却の必要性に係る認定（要除却認定）制度の適切な運用を図りま
 12 す。

13

14 <成果指標>

指標	現状値	目標値
リフォームの市場規模 住宅リフォーム・紛争処理支援センターによるリフォーム市場規模（都道府県別推計）	4,841億円 (2019年)	約5,300億円 (2030年)
既存住宅流通の市場規模 中部レインズ（公益社団法人中部圏不動産流通機構）による中古マンション及び中古一戸建住宅の取引実績	1,458億円 (2020年)	約1,880億円 (2030年)
マンション管理の適正化 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合	47.4% (2018年)	75% (2030年)

15

1 Ⅲ. 魅力ある「『豊かなまち』をはぐくむ」

2 **目標7：環境と調和した豊かなまちを育む地域産業の育成・支援**

3 (1) 地域における住生活を取り巻く課題を解決する産業・市場の育成

4 新技術等の活用により住みやすさ、暮らしやすさを向上させる住生活産業や、空き家など
5 の遊休不動産（負動産）をまちの資源として再生し、まちの活性化につなげるためのリノー
6 ーション産業など、地域の課題を解決に導き、将来のまちの活性化の担い手の役割が期待さ
7 れる地域に密着した産業・市場を育成します。

8 ① **地域を活性化するリノベーション産業の育成**

- 9 ○ 地域の住宅ストックを活用しまちの活性化を促進するため、リノベーションに関する事
10 業者団体等と連携し、地域のリノベーション産業を育成する取組について検討を進めます。
- 11 ○ 地域交流拠点としての活用に向けた空き家の改修に係る市町村の取組を支援します。
- 12 ○ シェアリングやサブスクリプションなどの新たな住生活サービスに関する情報を収集す
13 るとともに、地域の多様な課題解決への可能性について検討を進めます。

14 ② **生活の利便性を向上させる技術・サービスの育成**

- 15 ○ I o T技術等を活用した遠隔地からの住宅管理や安全・安心の確保、高齢者の見守りや
16 健康管理等の取組を促進します。
- 17 ○ G I S等による情報の可視化など、生活利便性の向上につながる様々なサービスの創出
18 を促進するため、住まい・まちづくりに関するオープンデータの取組を推進します。
- 19 ○ 利便性の高い豊かで安全・安心な暮らしができるまちづくりの実現に向け、自動運転の
20 実証実験の実施を支援します。

21

22 (2) 地域材の活用の促進、地域の住宅産業の支援

23 木は、日本人に馴染みが深い自然の材料です。また、木造の住空間は「温かみがあり、落ち
24 着ける」としてニーズは高く、木造住宅は、本県の年間着工件数の約6割を占めています。

25 さらに今後は、カーボンニュートラル実現の観点から、炭素貯蔵効果の高い木材利用を促進
26 することは重要になることから、本県では愛知県木材利用促進条例により、建築物等における
27 木材の利用の促進を図ることとしております。

28 そのため、地域の中小住宅生産者等が主体となり行う、木造住宅建設の担い手である大工技
29 能者の人材育成の活動を支援し、さらに、県産木材等地域の木材利用など、運搬等を含めト
30 ータルとしての温室効果ガス削減に資する取組を促進します。

31 ① **住宅等における地域産材の利用促進**

- 32 ○ 地域で生産される住宅資材を活かした住まいづくりを推進するため、住宅等の設計での
33 「あいち認証材」を始めとした県産木材の活用を促進します。
- 34 ○ 愛知県木材利用促進条例に基づき、県有施設の建設等における「あいち認証材」を始め
35 とした県産木材の積極的な利用を推進します。

1 ○ 「あいち木づかい表彰」により、あいち認証材を積極的に利用し、木の良さを実感でき、
2 P R 効果の高い建築物等を表彰し、県産木材の利用促進を図ります。

3 ② 地域の住宅生産者への支援と担い手の育成

4 ○ 地域の住宅供給・リフォームの主要な担い手である中小住宅生産者等による雇用、育成、
5 仕事の創出に向けた地域ネットワークの取組を支援します。

6 ○ 地域の住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者等による大工技能者育成の取組を
7 支援します。

8

9 <成果指標>

指標	現状値	目標値
県産木材の利用促進 県の公共施設で使用する木材の県産材利用率	18.8% (2016~2020年)	25% (2025年)

10

11

1 目標 8 : 地域特性に応じた魅力と住みやすさの維持・向上

2 (1) 住みやすく、住み続けられる住宅地の維持と再生の促進

3 本県は、リニア中央新幹線開業を見据えた、国内外から居住地として人を惹きつける魅力
4 のさらなる向上が期待されます。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、ライフスタイ
5 ルや二地域居住・地方居住、ワーケーションといった、暮らし方や生き方そのものについて
6 新たな価値観をもたらしています。

7 そのため、県民の新たな価値観に応じた、多様な住宅・住宅地を県民が選択でき、多世代
8 が共生できる魅力あるまちの実現に向け、既成市街地やニュータウン等における住宅ストッ
9 クの活用や住宅地の再生など居住地性能の維持と向上のための取組を推進します。

10 ① 既成市街地の再開発等の促進

- 11 ○ 市街地再開発事業等による新たな公共施設や都市拠点の整備、生活利便性の高い住宅供
12 給を促進します。
- 13 ○ 容積率緩和の特例制度等を活用した地域振興に資する優良な市街地開発等を支援します。
- 14 ○ 重点供給地域において、立地適正化計画等と調和が図られた住宅及び住宅地の供給を促
15 進します。

16 ② 多世代が共生しながら、日常生活圏で暮らせる住宅地づくりの推進

- 17 ○ 地域ごとの課題に対応したまちづくりを推進するため、郊外住宅団地等における地域の
18 実態把握など、市町村による取組を支援します。
- 19 ○ コワーキングスペース等の確保による地域でのテレワーク、テレラーニング等の促進事
20 例の情報提供を行います。
- 21 ○ 市町村や住民が自主的かつ主体的に行う、地域の生活環境整備、福祉推進や教育・文化
22 振興促進など、住み続けられるまちづくりのための取組を支援します。
- 23 ○ 郊外住宅団地等、住民の高齢化が著しく、若い世代の新規入居が課題となる住宅地にお
24 いて、高齢者が住み続けられるようリバースモーゲージ型融資制度等の活用を促進すると
25 ともに、空き家の流通促進、既存住宅の適正評価に関する仕組みの周知、生活利便施設や
26 移動手段の維持・充実などの居住の維持・促進の取組などにより、ミクストコミュニティ
27 の実現を図ります。

29 (2) 空き家対策の推進

30 本県において、今後、人口や世帯数の減少が見込まれる中、管理不全による危険な空き家
31 (特定空家等)が増加し、それがもたらす居住地の魅力や活力の低下などの問題が深刻化する
32 ことも懸念されます。

33 そのため、空き家の発生の抑制、利活用・流通や危険な空き家の除却、除却後の空き家の
34 敷地の処分・活用の促進など空き家対策の一体的・総合的な取組を推進します。

35 ① 空き家対策の一体的・総合的な推進

- 36 ○ 管理不全の空き家の発生を予防するため、不動産や法律分野などの関係団体等と連携し
37 た、居住者等に対する相談会の実施など、意識啓発のための取組を支援推進します。

1 ○ 空き家バンクや空き家リフォームなど、空き家の流通・利活用のための取組を支援しま
2 す。

3 ○ 市町村における、地域の実情に応じた効果的な空き家対策が図られるよう、市町村空家
4 等対策計画の策定・見直しに係る支援や、愛知県空き家対策担当者連絡会議等により、市
5 町村相互間の連絡調整等を促進します。

6 ② まちの環境に深刻な影響を及ぼす空き家の除却等の促進

7 ○ まちの環境に深刻な影響を及ぼす、保安上危険であることや、著しく景観を損なってい
8 るなどの状態にある管理不全空き家について、市町村における必要な措置の実施を促進す
9 るとともに、除却を支援します。

10 ○ 市町村における、老朽化等した空き家を除却し、跡地を地域の活性化のために活用する
11 取組を支援します。

12

13 (3) 市町村や住民が主体となり進める地域の課題に対応した住まい・まちづくりの推進

14 リニア中央新幹線開業による本県の交流人口増加などを見据え、今後、地域の個性を活か
15 した魅力ある住まい・まちづくりを進めることが重要になります。

16 そのためには、都市部、郊外部、中山間地域など地域ごとの実情を踏まえ、地域のことを
17 よく知る者が主体となり、多様化するニーズや課題にきめ細かく対応していくことが必要と
18 なることから、市町村、住民や地域の事業者による住まい・まちづくりに関する取組を促進
19 します。

20 ① 市町村における地域の特性に応じた住まい・まちづくりの促進

21 ○ 都市部、郊外部、山間地域等、市町村の特性や実情を踏まえた地域課題に対応するため、
22 市町村において住まい・まちづくりの方向性を示す市町村住生活基本計画の策定・見直し
23 を促進します。

24 ○ 住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の景観
25 に配慮した街なみ形成のため、街なみ環境整備事業の促進を図ります。

26 ○ 地域における歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してき
27 た良好な市街地の環境の維持及び向上を図るため、歴史まちづくりの取組を促進します。

28 ○ 地域の特性を踏まえ、地区単位のきめ細やかなまちづくりを促進するため、当該地区に
29 ふさわしい施設の誘導や建築制限を行う地区計画制度の活用を支援します。

30 ② 住民や地域の事業者による住まい・まちづくりの取組支援

31 ○ 住まい、まちづくり、景観に係るセミナーや、講演会等の啓発事業の推進、まちづくり
32 活動拠点の整備支援等を通じた住民主体のまちづくり活動を支援します。

33 ○ 住民主導による、建築協定を活用し、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高
34 度に維持する等建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するための取組への支援を
35 します。

36 ○ 愛知県交流居住センターにおいて、三河山間地域への移住を希望する都市部住民とのマ
37 ッチングを支援します。

- 1 ○ 市町村による定住促進住宅の供給や、古民家再生等地域の活性化に資する取組事例等の
 2 情報提供を行います。

3

4 <成果指標>

指標	現状値	目標値
良好な市街地への更新・整備 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により市街地の整備改善がなされた地区数	1 地区 (2020 年)	8 地区 (2021~2025 年)
空き家対策の推進 市町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数	1,975 物件 (2015~2020 年)	4,300 物件 (2021~2030 年)
地域の課題に応じた住まい・まちづくり 住生活基本計画を策定した市町村数	16 団体 (2021 年 4 月)	増加 (2030 年)

5

1 第5章 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域

2 1. 基本的な考え方

3 社会環境の変化等に伴う多様な世代のライフスタイルに応じた居住ニーズの変化、良質な
 4 住宅・宅地ストックの形成・流通・管理・更新を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない
 5 負担で良質な住宅を確保できるよう、以下に示す類型ごとに、住宅の供給及び住宅地の供給
 6 を重点的に図るべき地域（以下「重点供給地域」という。）を設定します。

7 重点供給地域の設定においては、人口や世帯数の将来見通しや、頻発・激甚化する災害へ
 8 の対応などにも配慮した立地適正化計画の策定など、地域づくりの主体となる市町村の取組
 9 とも連携するとともに、設定した重点供給地域においては、その地域の特性を踏まえた規制・
 10 誘導手法の活用、住宅及び住宅地の供給に関する事業の実施等の各種施策を重点的に実施し
 11 ます。

12

13 (1) 都心の地域や既成市街地

14 土地の有効・高度利用・適切な管理、頻発・激甚化する自然災害への対応、既存の公共公
 15 益施設の有効活用、生産性向上にも資する職住近接の実現などの観点から、建替やリフォー
 16 ムなどを促進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空き家の有効利用を促進し
 17 ます。

18 (2) 市街化区域内の低未利用地

19 地域の居住ニーズを踏まえつつ、周辺環境や安全性などの面で住宅地としての利用に適す
 20 るものについては、その有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進します。

21

22 2. 住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域

23 市町村による都市計画決定等により、既に事業が進んでいる地域又は事業化が決定している
 24 地域のうち、基本的な考え方を踏まえ重点供給地域を以下の表のとおり設定します。

25

26 名古屋都市計画区域

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
名古屋市	Z-1	名古屋都心地区	都市再開発法に基づく名古屋都市計画都市再開発の方針による1号市街地の都心地区。ただし、以下の区域を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・重点供給地域N1~4の地区 ・商業地域で容積率800%以上の地域 ・臨港地区 ・一団地の官公庁施設 ・都市計画公園 	ゾーン指定	公的住宅等
	N-1	筒井地区	筒井土地区画整理事業区域及び葵土地区画整理事業区域	26	区画整理・住市総

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
	N-2	納屋橋東地区	納屋橋東市街地再開発事業区域	1	再開発
	N-3	栄一丁目6番地区	栄一丁目6番優良建築物等整備事業区域	1	優良建築
	N-4	錦二丁目7番地区	錦二丁目7番市街地再開発事業区域	1	再開発
	Z-2	名古屋既成市街地区	庄内川・矢田川以南、以東の地域のうち、名古屋都心地区並びに守山区、緑区、名東区及び天白区を除く地域。ただし以下の区域を除く。 ・重点供給地域 N5 の地区 ・第一種及び第二種低層住居専用地域で、建ぺい率 30%、容積率 100% の地域 ・工業専用地域 ・臨港地区 ・都市計画公園・緑地・墓園 ・居住誘導区域外	ゾーン指定	公的住宅等
	N-5	大曽根地区	大曽根北土地区画整理事業区域	30	区画整理・住市総
	N-6	泰明町地区	泰明町土地区画整理事業区域	23	区画整理
	Z-3	名古屋西部地区	庄内川・矢田川以北、以西の地域のうち、守山区を除く地域の市街化区域。ただし以下の区域を除く。 ・重点供給地域 N6～7 の地区 ・工業専用地域 ・流通業務地区 ・都市計画公園・緑地 ・居住誘導区域外	ゾーン指定	公的住宅等
	N-7	千音寺地区	千音寺土地区画整理事業区域	43	区画整理
	N-8	茶屋新田地区	茶屋新田土地区画整理事業区域	148	区画整理
	Z-4	名古屋東部地区	守山区、緑区、名東区及び天白区の市街化区域。ただし、以下の区域を除く。 ・重点供給地域 N8～20 の地区 ・第一種及び第二種低層住居専用地域で、建ぺい率 30%、容積率 100% の地域 ・工業専用地域 ・都市計画公園・緑地・墓園 ・居住誘導区域外	ゾーン指定	公的住宅等
	N-9	下志段味地区	下志段味特定土地区画整理事業区域	160	区画整理
	N-10	中志段味地区	中志段味特定土地区画整理事業区域	192	区画整理
	N-11	上志段味地区	上志段味特定土地区画整理事業区域	195	区画整理
	N-12	鳴海地区	鳴海駅前市街地再開発事業区域	3	再開発

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
	N-13	明願地区	明願土地区画整理事業区域	5	区画整理
	N-14	土原地区	土原土地区画整理事業区域	5	区画整理
	N-15	緑笹塚地区	緑笹塚土地区画整理事業区域	3	区画整理
瀬戸市	N-16	塩草地区	塩草土地区画整理事業区域	4 3	区画整理
尾張旭市	N-17	北原山地区	尾張旭北原山土地区画整理事業区域	5 3	区画整理
豊明市	N-18	寺池地区	豊明寺池土地区画整理事業区域	6	区画整理
	N-19	間米南部地区	豊明間米南部土地区画整理事業区域	2 1	区画整理
日進市	N-20	赤池箕ノ手地区	日進赤池箕ノ手土地区画整理事業区域	4 1	区画整理
	N-21	香久山西部地区	日進香久山西部土地区画整理事業区域	1 8	区画整理
	N-22	北新地区	日進北部土地区画整理事業区域	2 7	区画整理
	N-23	日進駅西土地区画整理事業	日進駅西土地区画整理事業区域内	7	区画整理
北名古屋市	N-24	沖村西部地区	沖村西部土地区画整理事業区域	3 3	区画整理
あま市	N-25	木田郷南地区	あま市木田地内	7	区画整理
長久手市	N-26	長久手中央地区	長久手中央土地区画整理事業区域	2 7	区画整理
	N-27	下山地区	長久手市下山土地区画整理事業区域	6	区画整理
	N-28	公園西駅周辺地区	公園西駅周辺土地区画整理事業区域	2 1	区画整理
東郷町	N-29	東郷中央地区	東郷中央土地区画整理事業区域	4 3	区画整理

1

2 尾張都市計画区域

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
一宮市	0-1	外崎地区	一宮市丹陽町外崎地内	2 5	区画整理
春日井市	0-2	春日井西部第一地区	西部第一土地区画整理事業区域	3 6	区画整理
	0-3	春日井西部第二地区	西部第二土地区画整理事業区域	4 9	区画整理
	0-4	熊野桜佐地区	熊野桜佐土地区画整理事業区域	9 2	区画整理
江南市	0-5	布袋南部地区	布袋南部土地区画整理事業区域	1 0	区画整理
小牧市	0-6	岩崎山前地区	岩崎山前土地区画整理事業区域	6 2	区画整理
	0-7	文津地区	文津土地区画整理事業区域	2 4	区画整理
	0-8	小牧南地区	小牧南土地区画整理事業区域	9 4	区画整理

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
	0-9	小松寺地区	小松寺土地区画整理事業区域	5.3	区画整理
	0-10	本庄地区	本庄土地区画整理事業区域	2.5	区画整理
	0-11	小牧原樋下地区	小牧原樋下土地区画整理事業区域	2	区画整理
稲沢市	0-12	稲沢西地区	稲沢西土地区画整理事業区域	4.2	区画整理
	0-13	善光寺南地区	稲沢市祖父江町祖父江地内	2	区画整理

1

2 知多都市計画区域

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
半田市	C-1	乙川中部地区	乙川中部土地区画整理事業区域	4.8	区画整理
	C-2	J R半田駅前地区	J R半田駅前土地区画整理事業区域	6	区画整理
東海市	C-3	太田川駅周辺地区	太田川駅周辺土地区画整理事業区域	6.4	区画整理
	C-4	加木屋中部地区	加木屋中部土地区画整理事業区域	1.1	区画整理
	C-5	太田川駅西地区	太田川駅西土地区画整理事業区域	3.4	区画整理
大府市	C-6	横根平子地区	横根平子土地区画整理事業区域	9	区画整理
	C-7	北山地区	北山土地区画整理事業区域	2.4	区画整理
知多市	C-8	知多信濃川東部地区	知多信濃川東部土地区画整理事業区域	1.2	区画整理
東浦町	C-9	東浦住宅地区	愛知県営東浦住宅	8	公的住宅

3

4 豊田都市計画区域

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
豊田市	T-1	土橋地区	土橋土地区画整理事業区域	3.8	区画整理
	T-2	浄水地区	浄水特定土地区画整理事業区域	15.6	区画整理
	T-3	花園地区	花園土地区画整理事業区域	2.2	区画整理
	T-4	平戸橋地区	平戸橋土地区画整理事業区域	3	区画整理
	T-5	四郷地区	四郷駅周辺土地区画整理事業区域	2.6	区画整理
	T-6	三河豊田駅前地区	三河豊田駅前地区優良建築物等整備事業区域	1	優良建築
みよし市	T-7	三好中部地区	みよし市三好町地内	1.7	区画整理

1

2

3 西三河都市計画区域

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
岡崎市	W-1	岡崎駅東地区	岡崎駅東土地区画整理事業区域	4 0	区画整理
	W-2	岡崎駅南地区	岡崎駅南土地区画整理事業区域	4 1	区画整理
	W-3	岡崎駅針崎若松地区	岡崎駅針崎若松土地区画整理事業区域	5	区画整理
碧南市	W-4	碧南伊勢地区	碧南伊勢土地区画整理事業区域	1 1	区画整理
刈谷市	W-5	小垣江駅東部地区	小垣江駅東部土地区画整理事業区域	8 2	区画整理
	W-6	野田北部地区	野田北部土地区画整理事業区域	4	区画整理
安城市	W-7	桜井地区	桜井駅周辺特定土地区画整理事業区域	9 4	区画整理
	W-8	南明治地区	南明治第一土地区画整理事業区域、南明治第二土地区画整理事業区域、安城市御幸本町地内	2 5	区画整理
	W-9	三河安城駅南地区	三河安城駅南地区土地区画整理事業区域		区画整理
西尾市	W-10	国森地区	国森土地区画整理事業区域	5	区画整理
	W-11	西山地区	西山土地区画整理事業区域	3	区画整理
	W-12	寺津飛越狐塚地区	寺津飛越狐塚土地区画整理事業区域	1	区画整理
	W-13	上矢田北部地区	上矢田北部土地区画整理事業区域	4	区画整理
	W-14	天神前地区	楠村・富山町地内	2	区画整理
知立市	W-15	知立駅周辺地区	知立駅周辺土地区画整理事業区域	1 3	区画整理・再開発
	W-16	知立駅南地区	知立駅南土地区画整理事業区域	7	区画整理
幸田町	W-17	幸田駅前地区	幸田駅前土地区画整理事業区域	1 1	区画整理
	W-18	六栗地区	六栗土地区画整理事業区域	9	区画整理
	W-19	深溝里地区	深溝里土地区画整理事業区域	9	区画整理

4

5 東三河都市計画区域

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
豊橋市	E-1	牛川西部地区	牛川西部土地区画整理事業区域	4 3	区画整理
	E-2	柳生川南部地区	柳生川南部土地区画整理事業区域	6 6	区画整理

市町村名	番号	重点供給地域の名称	区域	概ねの面積 (ha)	事業手法
	E-3	牟呂坂津地区	牟呂坂津土地区画整理事業区域	2.1	区画整理
	E-4	豊橋駅前大通二丁目地区	豊橋駅前大通二丁目地区第一種市街地再開発事業区域	2	再開発
豊川市	E-5	豊川西部地区	豊川西部土地区画整理事業区域	9.1	区画整理
	E-6	豊川駅前東地区	豊川駅前東土地区画整理事業区域	5.4	区画整理
蒲郡市	E-7	蒲郡駅前南地区	蒲郡駅前南土地区画整理事業区域	2.0	区画整理
	E-8	蒲郡中部地区	蒲郡中部土地区画整理事業区域	5.3	区画整理
	E-9	蒲郡蒲南地区	蒲郡蒲南土地区画整理事業区域	5.3	区画整理

1
2
3
4
5
6
7
8
9

※ 事業手法凡例

- 区画整理 : 土地区画整理事業
- 再開発 : 市街地再開発事業
- 優良建築 : 優良建築物等整備事業
- 住市総 : 住宅市街地総合整備事業
- 公的住宅 : 公営住宅等の住宅建設事業

1 第6章 計画の効果的な推進に向けて

2 1. 計画の継続的なモニタリング

3 本計画においては、基本的な方針に基づき、長期的な取組として施策を実施していく必要
4 があることから、計画期間を10年間としています。なお、今後の社会経済情勢の変化や施策
5 の進捗状況等を踏まえ、概ね5年後に見直しを行うものとします。住宅政策の大幅な変更が
6 早急に必要と判断した場合には、適時、計画の見直しや所要の変更を行うものとします。

7 本計画の実効性を高めるため、定期的かつ必要に応じて、施策・事業の進捗状況等を把握
8 し、その効果について適宜分析・評価を行います。

9 また、将来像の実現に向けて更に対応が必要と判断したものや、計画期間中新たな対応が
10 求められたものに関しては、必要な施策等について検討を進めていくこととします。

11

12 2. 各主体の役割

13 (1) 行政（県、市町村）

14 愛知県は、総合的な施策の実施主体として、住生活基本計画の策定、計画に基づく各種制
15 度・基準等の立案、運用及び普及・啓発、市町村間の連携支援、各種情報発信等を行い、関係
16 主体との連携のもとで住まい・まちづくり施策を推進する役割を担います。

17 また、本県は大都市圏から山間地域まで様々な地域特性を有し、地域によって人口の増減
18 の差が著しい等、それぞれの地域ごとで課題の優先順位が異なることから、地域特性を踏ま
19 えた取組を推進していきます。

20 本計画の目標の実現に向けては、防災・減災、高齢者福祉、子育て支援、環境・エネルギー
21 等、住生活の各分野にわたる総合的な取組が重要であり、これらを担う関連部署・機関との
22 密接な連携による取組を促進していきます。

23 さらに、県域を越えた広域的な災害等も踏まえ、必要に応じて近隣県との連携も検討しま
24 す。

25 市町村は、本計画の将来像、基本的な方針及び目標を共有し、地域の特性や実情に応じた
26 具体的な取組を推進するとともに、県と連携した取組に当たっては地域に最も精通した主体
27 としての役割を果たし、目標の実現を図ります。

28 (2) 公的団体

29 愛知県住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構及び独立行政法人住宅金融支援機構等の
30 公的団体は、専門性の高い分野に特化した公的機関として、それぞれの専門領域において必
31 要な取組を行っていきます。

32 また、愛知県地域住宅協議会は、県や市町村、関係団体等を結びつけ、情報共有を図るプ
33 ラットフォームとしての役割を担います。

34 (3) 住宅関連事業者、建築関係団体、金融機関

35 住宅関連事業者や建築関係団体は、良質な住宅ストックの形成や、既存住宅を含めた住宅
36 流通市場の整備・活性化に向けた適切なサービスの提供・情報発信など、市場における主体
37 的な取組のなかで、本計画の基本的な方針や目標に応じて本県と連携・協働し、目標の実現

1 を図ります。特に、県民のニーズの変化に応じた新たな取組や、既存ストックの有効活用な
2 どにおいては、専門技術や知識を生かした取組が期待されます。

3 また、本県の住まい・まちづくり関係団体である、愛知県居住支援協議会、愛知ゆとりあ
4 る住まい推進協議会、マンション管理推進協議会、愛知県建築物地震対策推進協議会、愛知
5 県建築安全安心マネジメント協議会等については、本計画の施策の実施に関し、各主体と連
6 携・協働し、横断的かつ積極的な取組を行うことで相乗的な効果が期待されます。

7 一方、金融機関においては、県民や事業者が住宅の取得・建設・改修・管理運営などを行
8 う上で必要な資金の調達等を支える役割を果たしています。引き続き、そうした役割を果た
9 すとともに、既存住宅の購入・改修や高齢者等への融資、及び住宅の瑕疵や自然災害等を踏
10 まえた保険の提供などの取組の進展が期待されます。

11 (4) 県民・地域団体・NPO

12 地域の特性や実情に応じた住まい・まちづくりを推進していくためには、「地域のことは地
13 域で考え行動する」ことが重要であり、地域における日頃の繋がりが、防災や高齢化への対
14 応等、様々な住まい・まちづくりの課題解決には有効です。住まい手である県民や自治会・
15 町内会などの地域団体、まちづくりNPO、中間支援組織等、多様な主体が密接に関わりな
16 がら住まい・まちづくりに参画し、各主体との協働により目標の実現に向けた取組を行うこ
17 とが望まれます。